

宇多津町地域防災計画

(一般対策編)

令和3年11月

宇多津町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	3
第2節 用語	3
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	4
第4節 災害の想定と計画作成の基礎資料	15
第5節 県計画との関係	16
第6節 町計画の周知徹底	16
第7節 町計画の修正	16
第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）	16
第2章 災害予防計画	17
第1節 活動方針	19
第2節 水害予防計画	19
第3節 風害予防計画	27
第4節 海岸防災対策計画	28
第5節 海上災害予防計画	29
第6節 林野火災予防計画	30
第7節 大規模火災予防計画	32
第8節 危険物等災害予防計画	34
第9節 都市防災対策計画	35
第10節 建築物災害予防計画	36
第11節 航空災害予防計画	38
第12節 鉄道災害予防計画	39
第13節 道路災害予防計画	40
第14節 原子力災害予防計画	41
第15節 農林水産関係災害予防計画	43
第16節 ライフライン等災害予防計画	44
第17節 災害通信整備計画	46
第18節 防災施設等整備計画	47
第19節 緊急輸送体制整備計画	49
第20節 災害用資材、機材等の整備点検計画	51
第21節 要配慮者対策計画	52

第22節 防災知識普及計画.....	59
第23節 防災訓練計画.....	63
第24節 自主防災組織育成計画.....	65
第25節 避難体制整備計画.....	68
第26節 医療救護体制整備計画.....	74
第27節 文教災害予防計画.....	75
第28節 ボランティア活動環境整備計画.....	77
第29節 防災業務体制整備計画.....	78
第30節 食料、飲料水及び生活物資確保計画.....	81
第31節 被災動物の保護計画.....	83
第32節 帰宅困難者対策計画.....	84
第3章 災害応急対策計画.....	86
第1節 活動方針.....	87
第2節 組織計画.....	87
第3節 動員計画.....	93
第4節 情報計画.....	96
第5節 防除計画.....	116
第6節 災害救助法適用計画.....	129
第7節 被災者の救助保護計画.....	131
第8節 災害対策要員の動員計画.....	191
第9節 広域応援計画・広域避難受入計画.....	195
第10節 自衛隊派遣要請計画.....	199
第11節 輸送交通計画.....	205
第12節 農水産関係応急対策計画.....	212
第13節 文教応急対策計画.....	214
第14節 社会秩序維持計画.....	220
第15節 公共施設等応急復旧計画.....	221
第16節 ライフライン等応急対策計画.....	223
第17節 公安警備計画.....	226
第18節 ボランティア受入計画.....	229
第19節 要配慮者応急対策計画.....	231
第20節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付計画.....	234
第21節 海難等災害対策計画.....	237
第22節 海上大量流出油等災害対策計画.....	239

第23節 航空災害対策計画.....	241
第24節 鉄道災害対策計画.....	242
第25節 道路災害対策計画.....	244
第26節 原子力等災害対策計画.....	246
第27節 危険物等災害対策計画.....	249
第28節 大規模火災対策計画.....	251
第29節 林野火災対策計画.....	252
第30節 竜巻・突風対策計画.....	255
第4章 災害復旧計画.....	257
第1節 方針.....	259
第2節 公共施設等災害復旧計画.....	261
第3節 被災者等生活再建支援計画.....	262

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宇多津町の地域にかかる関係機関等の防災に関し、おおむね次の事項を定め、災害時における総合的な運営を図り、もって防災の万全を期するものである。

- 1 町、県関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- 2 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練、その他災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織及び動員に関する計画
 - (2) 災害情報に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被害者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害対策要員の動員に関する計画
 - (6) 自衛隊派遣要請に関する計画
 - (7) 災害時における輸送交通に関する計画
 - (8) 農産物対策に関する計画
 - (9) 災害時における文教に関する計画
 - (10) その他災害時における応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 県本部とは、香川県災害対策本部をいう。
- 2 町本部とは、宇多津町災害対策本部をいう。
- 3 県計画とは、香川県地域防災計画をいう。
- 4 町計画とは、宇多津町地域防災計画をいう。
- 5 県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。
- 6 町本部長とは、宇多津町災害対策本部長をいう。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

第1 防災関係機関及び町民の責務

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康をまもるために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるように努める。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るととも

に、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7 町民

町民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 注意報・警戒等の住民への周知措置
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 坂出市消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置

- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送
- (3) 宇多津町消防団
- 防災教育及び消防訓練
 - 消防資機材等の点検及び整備
 - 災害情報等の収集及び必要な広報
 - 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
 - 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送
- (4) 県（中讃土木事務所、中讃土地改良事務所、中讃保健福祉事務所含む）
- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
 - 防災に関する組織の整備
 - 防災訓練の実施
 - 防災知識の普及及び防災意識の啓発
 - 防災教育の推進
 - 自主防災組織の結成促進及び育成指導
 - 防災に関する施設等の整備及び点検
 - 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
 - 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - 注意報・警報等の市町への通知
 - 被災者の救助、救護その他保護措置
 - 被災した児童・生徒の応急教育
 - 緊急輸送等の確保
 - 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
 - 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
 - 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
 - 災害復旧の実施
 - ボランティア活動の支援
 - その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (5) 香川県広域水道企業団
- 災害時における水道の被害情報の収集及び県、町への報告連絡
 - 災害時における水道水の供給確保
 - 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (6) 坂出警察署
- 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
 - 被災者の救出救助及び避難指示

- 交通規制及び管制
- 広域応援等の要請及び受入れ
- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(7) 指定地方行政機関

ア 中国四国管区警察局四国警察支局

- 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
- 警察庁及び他管区警察局との連携
- 支局内防災関係機関との連携
- 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- 警察通信の確保及び統制
- 警察災害派遣隊の運用
- 支局内各県警察の津波警報等の伝達

イ 四国厚生支局

- (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整

ウ 香川労働局（坂出労働基準監督署、坂出公共職業安定所）

- 労働災害防止についての監督指導
- 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施
- 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
- 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
- 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

エ 中国四国農政局（高松地域センター）

- 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
- 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
- 被災地への営農資材の供給の指導
- 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
- 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
- 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
- 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

オ 四国地方整備局(香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾン)

- 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
- 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
- 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- 海上の流出油等に対する防除措置
- 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- 空港の災害復旧
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

カ 四国総合通信局

- 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監理
- 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び電波の監理
- 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し
- 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

キ 四国財務局

- 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
- 地方公共団体に対する災害融資
- 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- 災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置

ク 四国経済産業局

- 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保

ケ 四国運輸局

- 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- 陸上及び海上における緊急輸送の確保
- 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

コ 大阪管区气象台（高松地方气象台）

- 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集、発表
- 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- サ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部、坂出海上保安署）
 - 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送
 - 海上における流出油等の防除等、交通安全の確保、治安の維持
 - 航路標識等の整備
- シ 中国四国地方環境事務所（高松事務所）
 - 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
 - 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること
- ス 中国四国防衛局（高松防衛事務所）
 - 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
 - 災害時における米軍部隊との連絡調整
 - 家庭動物の保護等に係る支援
- セ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）
 - 国有林野の治山、治水事業の実施
 - 国有保安林の整備保全
 - 災害復旧用木材（国有林）の供給
- ソ 中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部
 - 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
 - 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- タ 大阪航空局（高松空港事務所）
 - 空港施設の整備及び点検
 - 災害時の飛行規制等とその周知
 - 緊急輸送の拠点としての機能確保
 - 遭難航空機の捜索及び救助
- チ 国土地理院四国地方測量部
 - 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力
 - 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力
 - 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点

等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施

(8) 自衛隊

○ 災害派遣の実施

(被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(9) 指定公共機関

ア 日本銀行（高松支店）

- 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 各種措置に関する広報

イ 日本赤十字社（香川県支部）

- 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- 輸血用血液の確保供給
- 救援物資の備蓄及び供給
- 義援金の募集及び配分
- ボランティア活動の体制整備及び支援

ウ 四国旅客鉄道(株)

- 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
- 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

エ NTT西日本(株)（香川支店）、KDDI(株)（四国支店）、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)

- 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時における非常緊急通話の確保

オ 四国電力(株)、四国電力送配電(株)（坂出事業所）

- 電力通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時における電力の供給確保

カ 日本郵便株式会社四国支社（宇多津郵便局、宇多津網の浦郵便局）

- 郵便物の送達確保及び窓口業務の維持
- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地

あての救助用郵便物の料金免除

- 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

キ 日本放送協会（高松放送局）

- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
- 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力ク 日本通運(株)（四国支店）、
四国福山通運（(株)高松支店、佐川急便(株)西日本支社四国支店、ヤマト運輸(株)香川主管支
店、四国西濃運輸(株)高松支店
- 災害時における陸上輸送の確保

ケ（独）水資源機構吉野川本部

- 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施

コ（独）国立病院機構中四国ブロック事務所

- 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣
の支援
- 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支
援
- 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報
- （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

サ 西日本高速道路(株)四国支社

- 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

シ 本州四国連絡高速道路(株)（坂出管理センター）

- 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

ス イオン(株)、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブ
ン&アイ・ホールディングス

- 災害時における物資の調達・供給確保

(10) 指定地方公共機関

ア 四国ガス(株)（丸亀支店）

- ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時におけるガス供給の確保

イ（一社）香川県バス協会、（一社）香川県トラック協会

- 災害時における陸上輸送の確保

ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせと
うち(株)、(株)エフエム香川

- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施

- 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- エ (一社)香川県医師会
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
- オ (公社)香川県看護協会
 - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
 - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
 - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
- カ (一社)香川県LPガス協会
 - LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるLPガス供給の確保
- (11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
 - ア 香川県下水道公社(大東川浄化センター)
 - 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
 - イ 香川県農業協同組合(宇多津支店)
 - 関係機関が行う被害調査の協力
 - 被災施設等の災害応急対策
 - 被災組合員に対する融資等の斡旋
 - ウ 坂出市医師会、綾歌郡歯科医師会、坂出市薬剤師会、医療機関
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
 - 災害時における医療資機材及び医薬品等の確保
 - エ 社会福祉施設、学校等の管理者
 - 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
 - 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
 - オ 宇多津町社会福祉協議会
 - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
 - ボランティア活動の体制整備及び支援
 - カ 宇多津商工会
 - 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力
 - 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
 - キ 石油類等取扱機関
 - 石油類の防災管理

○ 被災時における石油類の供給

ク 宇多津町L Pガス協会及びL Pガス取扱機関

○ L Pガスの防災管理

○ 被災時におけるL Pガスの安定供給

ケ 輸送機関

○ 輸送施設等の整備と防災管理

○ 災害時における輸送の確保

○ 防災機関の行う輸送活動の協力

○ 被災施設の調査と災害復旧

コ 宇多津町建設業組合及び宇多津町上下水道工事業協同組合

○ 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策の協力

○ 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策に使用する資機材の提供協力

サ 宇多津町婦人会

○ 町災害対策本部の行う救護活動の協力

シ 危険物施設の管理者

○ 災害時における危険物の保安措置

ス 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

○ 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

セ 宇多津漁業協同組合

○ 関係機関が行う被害調査の協力

○ 被災施設等の災害応急対策

○ 被災組合員に対する融資等の斡旋

(12) 町民

○ 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。

○ 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。

○ 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。

○ 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。

- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

- あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 指定避難場所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- 要配慮者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(14) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第4節 災害の想定と計画作成の基礎資料

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風・水害のように予知し得るものと、地震、大火等のように予知し得ないものがあるが、この計画作成にあたっては、本町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれらの応急対策の状況等をも検討し、作成の基礎としたものである。

第5節 県計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。

第6節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

第7節 町計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、宇多津町防災会議において、修正する。

第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。東日本大震災の教訓からも、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るものとする。

町は、防災対策の実施状況を定期的に検証することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、防災対策の実施状況についても県に定期的に報告するものとする。

また、町民及び防災関係機関等に対し、自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 活動方針

本町は、住民の生命・財産を守るため、関係機関の協力を得て、災害の発生を未然に防止するために、常時細心の維持管理を行うことはもちろん、不幸にして災害が発生した場合においても、その被害を最小限に防止するため、災害時に迅速かつ適切に対応ができるよう万全を期するとともに、新たな危険箇所を把握し、災害予防に努めるものとする。

第2節 水害予防計画

1 治山事業

(1) 基本方針

本町には、崩壊土砂流出危険地と山腹崩壊危険地の山地災害危険地区がある。山地災害危険地区の災害を未然に防止するため、県の実施する治山事業に協力し、危険度の高いところから優先的に治山事業を推進する。また、人家の裏山等の小規模な山地災害については、補助治山事業として町が防災工事又は復旧工事を実施する。

(2) 地すべりの発生を予防する措置

地すべりを防止しようとする場合は、排水をよくすることを第一とする。排水工事には、水路工、暗渠排水、ボーリング排水、トンネル排水等が通常行われる。このほか、えん堤、床固、護岸、水制等によって流出土砂を防止する程度の段流工事を行う。

(3) 山地災害危険地区の周知等

町は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、地域防災計画や防災マップに記載する。また、町は県と協力して、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図る。

なお、山地災害危険地区の周知に当たっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

2 急傾斜地崩壊対策事業

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が23箇所あり、これらの地域のうち、西町地区、十楽寺地区、平山地区等は、県事業として崩壊対策工事が実施されている。その他未指定区域については、今後関係住民の理解と協力を得て危険区域の指定を受け、県と協議しながら、指定を受けた区域で特に危険な箇所から逐次防止工事を推進する。

3 砂防事業

本町には、土石流危険渓流が7箇所ある。今後関係住民の理解と協力を得て、県と協議しながら、特に危険な箇所から逐次防止工事を推進する。

(1) 防災工事の実施

県は渓流の浸食防止のための渓流保全工事、がけ崩れ防止のための崩壊防止工事及び関係施設の整備を行う。

砂防設備の整備に当たっては、土砂とともに流出する流木への対策を実施するものとする。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、必要に応じて対策工事を推進する。

(2) 総合的土砂災害対策

県は、土砂災害のおそれのある地域の土地利用状況について基礎調査を行い、土砂災害警戒区域の指定を行う。

町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に関する情報を地域住民に周知徹底するとともに、土砂災害に関する異常現象を察知した場合はその情報を相互に伝達する警戒避難体制の整備に努める。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知徹底させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、また、町ホームページに掲載するなどの措置を講じているが、なお一層の周知に努めるものとする。

ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、土砂災害防止法の規定による避難勧告、避難指示（緊急）等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

(イ) 住民に対する普及啓発

県及び町は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守りきれない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(3) 土砂災害に関する情報の収集・伝達

町は、土壌雨量指数状況や土砂災害警戒状況等を香川県砂防情報システム等を利用して収集するとともに、町民からの土砂災害に関する異常な自然現象等を収集し、県と情報共有す

る。なお、土砂災害警戒区域等や土砂災害に関する雨量情報等の伝達方法については、土砂災害ハザードマップに記入する。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、避難情報を発令した場合は、広報車、緊急速報メール（エリアメール等）、防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、町フェイスブック等により、住民に情報伝達する。

(5) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、町は県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。町は、要配慮者関連施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関して、土砂災害の危険性が高い地域（土砂災害警戒区域等）であることや気象情報、避難指示の内容、土砂災害警戒情報等を、電話、防災行政無線、ハザードマップの配布等により伝達する。

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、避難の確保を図るための施

設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

4 河川防災対策事業

(1) 河川改修事業

本町管内には、県管理の2級河川である大東川、鴨田川の2河川があり、これらの河川については、県が既往の被害状況等を勘案し、築堤、護岸工事等、河川改修を行うものとする。

(2) 河川修繕補修

本町管内の県管理の2級河川は、管理者が、河川維持修繕及び堆積土砂の除去等を逐次行い、水害の予防を期すものとする。

(3) 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

(4) 公共下水道（雨水）工事の実施

町は、雨水ポンプ場等の公共下水道工事の実施及び整備を進めることで、洪水被害の拡大防止に努める。

(5) 情報の収集・伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進する。

(6) 水災防止対策の実施

ア 国、県及び町は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位情報周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるよう努めるとともに、水防団の育成・強化により水災防止対策を推進する。

イ 水災については、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的に一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「香川県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

5 雨水出水防災対策

雨水出水（内水）による浸水災害を防止するため、下水道事業における雨水排除対策を進めることにより、水防対策を推進する。

(1) 雨水出水対策工事の実施

市町の公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を実施している。

(2) 水災防止対策の実施

雨水出水浸水想定区域の指定や雨水出水ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

ア 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表

町は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

6 排水路及びため池

(1) 排水路

本町において、排水改良を必要とする地域は、都市化が進んだ地域と農地が集团的に残っている地域の両方に存在しており、施設も老朽化が進んでいる。これら地域の改良は、農業用水の合理的な維持管理を目的としたかんがい施設の整備と併行推進し、農地の水害予防を図るものとする。

(2) ため池

本町においては、山間部地帯の麓池が点在している。これらのため池の管理は、水利組合等により行われているが、中には堤等の老朽化が進み改修を必要とするものもある。これらの改修には、ため池等整備事業、単独県費補助土地改良事業として、順次防災と維持管理を兼ねて事業が行われている。

また、町は、県の支援を受け、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し、また、作成した浸水想定区域図やため池ハザードマップの普及啓発を図るものとする。

7 ポンプ場等の雨水排水施設

本町においての雨水排水施設として、大東川を境とし、左岸側の雨水を塩浜ポンプ場が、右岸側の雨水を川東ポンプ場が担っている。

また、網の浦周辺の浸水対策として役場駐車場内に網の浦雨水ポンプ場の整備を行っている。

近年の一時期に大量の降雨傾向を念頭におき、出水期前にはポンプ場施設はもとより、管渠並びに排水路の点検を実施するとともに、維持補修及び整備を逐次行い、水害の予防に万

全を期するものとする。

8 道路または橋梁の維持補修

出水前に危険予想箇所をパトロールして維持補修に努めるものとする。

(1) 出水前に計画を立てて、次の事業を行うものとする。

ア 側溝の浚渫整備

イ 暗渠等の呑口が埋没しないよう浚渫するとともに、流木の防止措置をとるものとする。

ウ 橋台、石積及び河川に関する関連のある路側石積の洗掘防止（根固工等の施工）をするものとする。

(2) 出水前に流出、埋没のおそれのある橋梁、暗渠に対し連絡、通報ならびに警戒を地元消防団に依頼するものとする。

(3) 道路の路側、路面で崩壊のおそれがある箇所については、通行止めまたは注意標識を設置し、明示する。

9 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(1) 避難の確保を図るための措置

町は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 15 条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 洪水予報等の伝達方法

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール等を活用して、洪水予報等（以下、土器川については「氾濫注意水位」等、大東川については「避難判断水位」等のこととする。）の伝達を行う。

なお、洪水予報等の具体的な伝達方法については、一般対策編第 3 章第 4 節に準じて実施する。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。

ウ 町は、大規模な洪水を想定した避難訓練を自主防災組織等住民と協働して実施するよう努める。

エ 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報等の伝達

想定最大規模の降雨及び高潮による浸水想定区域内にある要配慮者施設のうち、当該施設の利用者の洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、該当する施設の名称及び所在地を示すものとする。（資料編資料 5 洪水・高潮浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設）

また、町は、水防法第 15 条第 2 項の規定に基づき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設管理者と協議し、当該施設ごとの洪水予報等の伝達方法（電話、FAX、メール、防災行政無線等）について定める。

オ 洪水ハザードマップの作成

町は、アからエまでの事項を町民等に周知するため、水防法第 15 条第 3 項の規定に基づき、これらの事項を記載した土器川洪水ハザードマップ、大東川洪水ハザードマップ、綾川ハザードマップ及び高潮ハザードマップを作成するものとする。町は、これらの洪水ハザードマップの更新・周知に努め、四国地方整備局香川河川国道事務所または県は、必要な技術的支援を行う。

10 雨量等の観測測定

(1) 雨量の観測通報

町長は、大雨等の注意報が発表された場合、雨量観測所から資料を徴し、降雨の状況を把握するものとする。

(2) 水位観測所及び水防団待機（通報）・氾濫注意（警戒）水位

ア 大東川の量水標については、次のとおりとし、警戒にあたる。

量水標 の名称	河川名	位置	水防団待 機水位(通 報水位)	氾濫注意 水位(警戒 水位)	種別	観測機関
新町橋下	大東川	宇多津町網の浦	3.6m	3.6m	テレ メータ	中讃土木事務所
新町橋上	大東川	宇多津町網の浦	1.6m	2.4m	テレ メータ	中讃土木事務所
津之郷橋	大東川	宇多津町 大字東分	1.4m	2.6m	テレ メータ	中讃土木事務所

イ 水位観測所（危機管理型水位計）

水位観測 所	河川名	位置	観測開始水 位	氾濫開始 水位(警戒 水位)	種別	観測機関
板橋東	鴨田川	宇多津町	-0.8m	堤防天端	テレ メータ	中讃土木事務所

ウ 水防団待機水位（通報水位）に達したときは、観測者から直ちに次により通報が行われる。

中讃土木事務所 → 町（水防管理者）

町長は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき、または必要があると認めたときは、水防管理者をして河川、ため池等の巡視にあたるものとし、消防団員（水防団員兼務以下同じ。）の招集準備その他適切な措置を講ずるものとする。

エ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、第3章災害応急対策計画により消防団員を出動せしめるものとする。

前記により巡視した水防管理者または町民において危険な個所を発見したときは、速やかに町長に報告し、町長は直ちに中讃土木事務所に通報するものとする。

第3節 風害予防計画

1 危険防止措置

公共施設の管理者及び一般施設の管理者並びに一般住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、ネオン等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

2 農産物の風害防止対策

農産物、水産物関係等の風害予防対策及び病虫害対策として、次のとおり指導するものとする。

(1) 水稲

- ア 作期の分散を図る。
- イ 耐倒性品種の選定
- ウ 健苗育成ならびに本田肥培管理による倒伏防止
- エ 適正な水管理により健全な稲を育てる。

(2) 果樹

- ア 防風ネットの設置
- イ 支柱を立て、各枝を結び枝梢の損傷を防止する。
- ウ 排水溝の整備による園地保全の徹底
- エ 適地適作の推進

(3) 野菜類

- ア 土寄せを十分に行う。
- イ 露地野菜のきゅうり、トマト等の支柱は、必ず上部を針金で結んでおく。
- ウ 代替種子を前もって考えておく。

(4) 特用作物

果樹、野菜類に準ずる。

第4節 海岸防災対策計画

1 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、次のような海岸堤防、防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。町内にある海岸及び河口部の内陸水排除の水門についての施設維持補修は、施設管理者において行う。

(1) 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(2) 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

(3) 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

(4) 高潮警報等発表時の被害予防対策

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定しており、これを実施するものとする。

また町は、潮位に応じた浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。この際、国は、これらの基準及び範囲の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 防災マップ（高潮ハザードマップ）の作成、周知

町は、高潮災害による浸水実績、又は県が作成した想定最大規模の高潮による浸水想定区域図を基にした高潮ハザードマップを作成し、町民の高潮災害に対する警戒意識を啓発する。

第5節 海上災害予防計画

1 資機材の整備等

町、海上保安署、県警察本部及び関係事業者等は、捜索、救助、救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水機材等の捜索、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

2 油等の大量流出時における防除活動

町、海上保安署、関係事業者等は、油等が大量に流出した場合に備え、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制に努める。また、防除資機材の配備状況を把握するとともに計画的に整備を行うものとする。

3 海上防災思想の普及等

町、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

4 海ごみ対策

町、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

第6節 林野火災予防計画

1 相互連絡協調

林野火災は、交通及び水利事情の悪条件ならびに消火活動の困難性、また、防ぎよ範囲が拡大する等の特殊事情が累積することから、坂出市消防本部はもとより、国の関係行政機関、県及び他市町と相互に連絡協調を図り、その予防に万全を期すものとする。

2 火入れ等の措置

林野火災を防止するため、常に関係者に対し、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 火入れについての届出の励行
- (2) 乾燥または火災警報発表中の火入れ、たき火などの規制
- (3) 火入れ実施中の気象状況が急変したときに巡回パトロールの実施
- (4) 林野関係者及び通行人の林野における火気取扱いの制限
- (5) マイカー等入山者に対する山林火災予防の啓発

3 被害想定

林野火災にあつては、おおむね次の事項を実施することによって、林野火災による被害の軽減に努めるとともに、地域住民に対し林野火災時の処置について十分周知しておくものとする。

(1) 被害想定を作成

林野火災における消火体制を樹立するにあたっては、その対策の前提となる林野火災による被害を想定しなければならない。

被害の想定にあたっては、林野の実態を調査し、平常から詳細な山林地図を備え、水利状況、地形、林道網等の実態を把握しておき、これに基づき、延焼予想、林野の被害予想、消防活動の障害の予想及び林野火災の原因に関連ある事項等を加味して作成するものとする。

(2) 初期消火体制の確立

林野火災防ぎよは、迅速なる出動と適切なる防ぎよ作戦により、努めて初期のうちに鎮圧することが重要となるので、次の事項を考慮して、消火体制に関する計画を立てておくものとする。

ア 火災発生ならびに消火活動における円滑な通報連絡を確保するため、無線等通信機器の整備を図ること。

イ 連絡、通報等に関する伝達経路を確立しておくこと。

ウ 林野火災の現場は、複雑な地況、林況により現場指揮の不徹底が予想されるので、指揮命令の徹底を期すための計画を立てておくこと。

エ 初期消火を実施するために必要な、小型ポンプ、オノ、ノコ、ナタ、スコップ等を準備するとともに、その体制を確立しておく。

オ 延焼拡大を適確に予想し、必要な人員の出動計画を立てておく。

カ 林野火災防ぎよの防ぎよ線の設定は、防ぎよ上もっとも有効であることから、この設定ならびに状況判断に関する計画を立てておくこと。

(3) 林野火災における消火活動は、多人数で行わなければならないことが予想されるので、香川県消防応援協定に基づき、隣接市に対する応援要請が迅速になされるよう連絡調整を行うものとする。

4 自衛隊の出動要請

町長は、火勢その他の諸条件から、出動消防団員の消防力だけでは消火作業が遅れ、延焼拡大するおそれがあると判断された場合は、知事に自衛隊の出動を要請するものとする。

5 林野火災空中消火用ヘリポート基地

町内で林野火災が発生し、香川県防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターを要請する事態に到った場合の予定基地は次のとおりとする。

名	称	宇多津小学校グラウンド	
所	在	地	宇多津町815番地
地	積	100m×100m	
水源地までの距離	80m		
公・私有地の別	公有地		

6 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

7 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

8 防災意識の啓発

町及び県は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第7節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- ・多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- ・高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- ・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利などの活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町及び県は、全国火災予防運動、県民防災週間、防災週間等を通じ、町民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第8節 危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

1 施設の安全性の確保

- (1) 町、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。
 - ・危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
 - ・事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
 - ・事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。
- (2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水限定区域及び土砂災害等警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確保の結果、風水害により危険物等災害が想定される場合には、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 資機材の整備等

町は、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して必要な資機材の整備について指導するものとする。

3 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第9節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

1 町の施設の整備推進

(1) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、災害時の重要な避難場所及び避難所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であり、防火水槽やトイレ等の整備を行っている。

町は、公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 町の防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(3) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

第10節 建築物災害予防計画

1 防災知識の普及

風水害及び火災等による建築物の被害は毎年そのあとをたたず、貴重な生命、財産を失っている実状にかんがみ、町民に対し建築関係法令がこの種の災害防止に果たす役割及び効果を充分周知徹底させる等により、防災知識の普及活動を行う。

(1) 実施時期

毎年、春は「全国火災予防運動週間」に同調して、秋は9月1日「防災の日」を中心として台風シーズン前を選び、それぞれ週間行事として実施する。

(2) 実施事項

ア ポスターの配布

イ ポスターの募集

町内の小・中学校児童生徒からポスターを募集し、町内所要施設で展示、啓発する。

ウ 広報活動による周知

町広報紙により災害防止の周知啓発を行う。

また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 建築物の防災性の向上

本町では、戦後の素材を使用した老朽化が進んだ建築物が数多くあり、また新都市地区には、マンション等の鉄筋コンクリート造の建物が建設されている。これら建物の災害予防について、次の事項を配慮するものとする。

(1) 建築基準法、消防法等関係法令の励行を図る。

(2) 県が行う建築物の指導に協力するとともに、耐震性の優れた建築物を勧奨指導する。

(3) 既存の公共用あるいは多数の人の使用に供する木造の建築物の防災性、避難設備について、現場指導を行う。また、学校、庁舎、その他多人数を収容し得る公共建築物は、災害時における避難施設となり得る耐震性を充分考慮した防災建築化を指導する。

(4) 過去の災害の基準資料及び地理的な基準資料をまとめ、予防措置を講ずるうえの参考に資する。

3 落下物等の防止対策

町は、県が行う建築物の屋根、壁、窓ガラス等の飛散・落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

町民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。また、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

4 かけ地近接地対策

かけ地近接地で崩壊による危険の著しい区域を、県の災害危険区域の指定を得て、建築に関する制限を行うとともに、かけ地近接住宅の移転補助事業の推進を図るものとする。

5 被災建築物等応急危険度判定

町は、災害により被災した建築物等の危険度を判定するため県が実施する応急危険度判定士の育成に対して、建築等関係団体とともに協力する。

第 1 1 節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

1 資機材の整備等

町及び消防本部、高松空港事務所、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

第12節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

1 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

2 安全施設等の整備

鉄道事業者は、路線の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化、施設内の排水対策等、安全施設の整備を図る。

3 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

4 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第13節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- ・道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について、防災工事等を行う。
- ・落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋りょう補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ・覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ・道路敷地内に設置されている道路標識等の道路施設について、補強、整備を行うとともに電線共同溝等の整備に努める。
- ・道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- ・危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- ・主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- ・冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

4 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第14節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

1 概要

本町及び香川県周辺の原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所、島根県にある島根原子力発電所で、町役場庁舎からの距離は、それぞれ約 167 k m、約 156 k mの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生防止及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、町は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備に努める。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備に努める。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備に努める。

6 知識の普及・啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

7 広域的な応援体制の整備

県及び町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

第15節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家等に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、雪害などの被害を受けないように、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 林業対策

町及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

4 水産業対策

町及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第16節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるためシステムの多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資材等の備蓄等を行う。

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備を図る。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

3 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

香川県広域水道企業団は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を行う。

5 下水道施設

町及び県は、下水道施設について、災害による施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設の現況がわかる図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 17 節 災害通信整備計画

1 災害通信施設の整備

各通信機関は、災害時における通信の重要性にかんがみ、通信施設の拡充強化に努めるとともに、現有通信施設の整備について万全を期すこと。

2 通信機器の維持補修

災害時における通信機器を最高度に発揮させるため、通信機器、予備電源などの点検等を十分に行い、非常災害時に備え万全を期すこと。

3 無線局通信施設の現況

(1) 香川県防災行政無線	子局	1局
(2) 同報系防災行政無線	基地局	1局
	子局	32局
(3) 移動系防災行政無線	基地局	1局
	車載型無線局	14局
	携帯型無線局	15局
	可搬型無線局	1局
(4) 移動系防災行政無線	車載型無線局	5局
(坂出消防免許分)	消防団体本部設置	1局

4 非常通信体制の整備

衛星携帯電話の整備の推進に努める。

第18節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

町及び県は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、水中ポンプ、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

水防倉庫の管理責任者は、資材、器材を常時確保する。また定期的に倉庫を巡視し、資材、器材の点検及び破損等の修繕に努める。

3 消防施設等

町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防施設・設備の整備を図る。また、救助・救急活動のため、応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材の備蓄及び有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするために、常時これらの整備点検を行うものとする。

4 通信施設等

(1) 町は、県が設置した香川県防災行政無線により県、他市町、消防本部等と災害時における情報伝達手段を確保している。町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、

無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定し実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

オ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

カ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

キ 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

ク 町は、平成 17 年度に防災行政無線のデジタル化のほか、戸別受信機を設置している。また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

ケ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

コ 町は平成 25 年度より、全国瞬時警報システム（J－ALERT）からの緊急情報や町の防災情報が受信可能な「防災ラジオ」を整備し運用を開始している。

サ 町は平成 30 年度に指定避難所 4 箇所に公衆無線 LAN（W i f i）を整備し、災害時の情報通信の手段を確保している。

(2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対し災害情報・被害情報等を速やかに伝達する。また、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

第19節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

1 緊急輸送路の指定等

(1) 県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定する。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

ア 道路

- (ア) 第一次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- (イ) 第二次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- (ウ) 第三次輸送確保路線（第一次・第二次輸送確保路線を補完する道路）

イ 港湾

- (ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行うため拠点となる港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

- (イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 町

町は、県、県警察本部及び道路管理者と協議して、県の緊急輸送路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は、平常時から指定された緊急輸送路の安全性を十分監視及び点検するとともに、交通の妨げとなる車両、広告物、鉢物等の除去に努める。また、震災時等の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備するものとする。

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び県警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

- (2) 県警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

3 物資輸送体制の整備

- ア 県は、一次（広域）物資拠点から二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- イ 町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

4 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両の事前届出

県警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を適切に運用する。

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として警察署を經由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

第20節 災害用資材、機材等の整備点検計画

災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材の備蓄及び有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするために、常時これらの整備点検を行うこと。

1 水防に必要な備蓄資材、機材

- (1) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、県水防計画の指定水防管理団体の整備基準に基づき、所要の資材、機材等を常時確保するものとする。
- (2) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資材、機材を点検し、使用または損傷により不足を生じたときは、速やかに補充し、次の災害に備えるものとする。
- (3) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損個所の早期修繕に努め、資材、機材の管理に万全を期すものとする。

2 防災備蓄倉庫の備蓄資材、機材現有一覧表

所 在 位 置	倉庫責任者	備 蓄 資 材 ・ 機 材			
宇多津町字網の浦 2 1 4 4 番地 1	危機管理課長	土のう袋	1,000 枚	鋸	3 丁
		ビニールシート	15 枚	斧	3 丁
		丸太杭	20 本	スコップ	30 丁
		鉄杭	50 本	照明具	2 台
		縄・ロープ	20 kg	救命胴衣	110 枚
		鎌	10 丁	チェーンソー	4 台
		掛矢	6 ケ	ゴムボート	2 艘
		竹じょうれん	5 ケ	毛布 1130	150 枚
		担架	13 台	LEDバルーンライト	1台
		発電機	2台	投光機	1台

第21節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

以前より整備していた災害時要援護者名簿に必要事項を追記するなどし、避難行動要支援者名簿として活用しているが、令和元年度に導入した地域福祉支援システム、令和3年度に制定した宇多津町避難行動要支援者登録制度実施要綱により、適切に運営、管理することとする。

また、要配慮者等の範囲について、以下のとおり定義することとする。

- ・要配慮者

災害時における一連の行動を実施するうえで、特に配慮を要する者

(高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊婦、外国人等)

- ・避難行動要支援者(要支援者)

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。範囲については「4 在宅の要支援者の対策」に定めるものとする。

1 避難行動要支援者の対策

(1) 町は、避難行動要支援者の名簿を整備し、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに自治会、民生委員、消防団、社会福祉協議会などの避難支援等関係者へ情報提供し、迅速な対応ができるよう体制の整備に努める。その名簿の整備方法については、まず、民生委員が新規に、65歳以上の1人暮らしの方・75歳以上のみの世帯となった方を訪問し、日常生活の状況等について聞き取りを行い、避難行動要支援者世帯調査票(様式第1号)に記入する。

また、身体障がい者(1級・2級の第1種)・知的障がい者(療育手帳○A、A)・精神障がい者(1級、2級)・介護保険の要介護3以上で居宅において生活する者(「4(1)ア 避難行動要支援者の範囲」を参照)に対し、避難行動要支援者世帯調査票を郵送することにより、世帯状況を調査し、避難行動要支援者世帯調査対象者名簿(様式第3号)を作成する。これらをもとに、大規模災害時の避難時に支援が必要な、避難行動要支援者名簿の作成を進めるものとする。

2 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 町は、災害時に外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、通訳ボランティアなどの確保を行う。

3 社会福祉施設等入所者の対策

町は、県との連携のもと、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害対応に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

4 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、県の助言を受け、地域の実情に応じた要支援者支援対策を推進するため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域と連携して個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。なお、作成した名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を

適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月：内閣府）を踏まえ実施する。

ア 避難行動要支援者の範囲

- ① 75歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- ② 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ③ 身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する者
- ④ 療育手帳○A、Aを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑥ 難病者
- ⑦ 要介護認定3以上の者
- ⑧ 上記①～⑦のほか、自治会や自主防災組織が支援の必要を認めた者

イ 避難支援等関係者

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員
- ④ 消防団
- ⑤ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- ⑥ 警察
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 介護関係者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ① 住民基本台帳
- ② 保健福祉課より提供
- ③ 健康増進課より提供
- ④ 県保健福祉部局に提供依頼
- ⑤ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

エ 名簿の更新に関する事項

- ① 住民基本台帳
- ② 避難支援等関係者による名簿の確認
- ③ 関係機関からの情報提供
- ④ 更新時期は年1回程度

オ 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に名簿を渡す際には、適正な情報管理を図るよう指導するなど適切な措置を講ずるよう努める。

カ 要支援者が円滑に避難できるための配慮

自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適時適切に発令するよう努める。また、発令、伝達にあたっては高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるよう努め、各種情報伝達の特徴を踏まえ、多様な伝達の手段を確保する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

平時から地域全体で話し合いなどを行い、避難支援に関する計画を定め周知し、避難支援を行うにあたって、避難支援等関係者の安全確保が図られるよう努める。

- (2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員、自主防災組織等の活動を通じて、要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

- (3) 町は、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。

- (4) 難病者への対応のため、町は、県との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

5 福祉避難所の指定等

- (1) 町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。

ア 福祉避難所の指定（資料6 福祉避難所一覧）

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から指定している。

イ 人材の確保

社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

- (2) 町は、平坦で幅員の広い道路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

6 旅行者の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、宿泊施設や観光事業者等と連携し、体制の整備に努める。

7 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

第22節 防災知識普及計画

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の要配慮者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは防災活動に協力することなどが求められる。

教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、防災知識の普及啓発を図る。

町職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等防災知識の普及は、次により行うものとする。これらの防災知識の普及にあたっては、特に周知徹底を図る必要のある事項を選んで重点的にこれを行う。

1 広報（普及）担当者

防災知識の普及は、普及を要する災害事務を分掌するそれぞれの機関において、適宜の方法により行うものとするが、町における総合的な広報は、総務課が行うものとする。

2 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体利用等により行うものとする。

- (1) 防災行政無線放送等による普及
- (2) 広報紙（印刷物）による普及
「広報うたづ」等町が発行する機関誌による方法
- (3) 広報車の巡回等による普及
- (4) 町ホームページ、フェイスブックページによる普及

3 職員に対する防災研修

職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・研究会の開催及び見学・現地調査の実施等あらゆる機会を活用して、次の事項について防災教育に努める。

なお、所属長は、特に下記(4)について、個々の職員に対し、人事異動等の機会をとらえて周知徹底する。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 本町における過去の災害
- (3) 宇多津町地域防災計画「一般対策編」と町が実施している防災対策
- (4) 災害が発生したとき、職員が取るべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体

制、事務分掌等)

(5) その他災害対策上必要な事項

4 住民に対する普及啓発

町及び県は、「自らの命は自分で守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

町及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で普及啓発を図る。また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等の予防運動実施時期を中心に行う。

- (1) 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- (2) 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- (3) 浸水想定区域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (4) 土砂災害に係る前兆現象に対する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 避難指示等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- (8) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- (9) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動等、避難に関する知識
- (10) 被災体験の伝承
- (11) 少なくとも3日分、できれば1週間分の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- (12) 火災の予防、台風等に対する家屋の保全対策
- (13) 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用

(14) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(15) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備

5 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施

策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

9 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第23節 防災訓練計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

1 総合訓練

町及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、町民、その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町及び県は、災害時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、指揮・指示体制の確立、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携し他訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防機関と連携し、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行うものとする。
- (3) 学校、病院、マンション等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な自動車事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し、迅速かつ的確な対策を実施するため、町、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、要支援者の安全確認・避難誘導等の訓練を行うものとする。

第24節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大防止または軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図るものとする。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成支援等に努めるとともに、県はこれを支援する。その際、女性の参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加を求める。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や、土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(平常時の活動)

ア 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

- ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
- ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
- ③ 避難指示等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の町民への周知
- ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

- ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

(災害時の活動)

- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 正確な情報の収集・伝達
- ウ 救出、救護の実施及び協力
- エ 高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しの実施及び協力
- キ 救援物資の分配及び指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を、あらかじめ定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

第25節 避難体制整備計画

町は、家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

(1) 指定緊急避難場所の指定（資料6 指定緊急避難場所一覧）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

町は指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

(2) 指定避難所の指定（資料6 指定避難所一覧）

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、あらかじめ学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるため、必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定することとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を検討するものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等へ周知することに努めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整しておくよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の整備

町は、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

指定避難所については、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図るものとする。

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

2 避難路の選定

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとする。

3 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4 避難指示基準等の策定

町は、災害時に適切な避難が行えるよう、気象庁ホームページやかがわ防災 Web ポータル、気象状況等を総合的に判断し、高齢者等避難、避難指示を発令する。町は、避難情報を発令した場合は、広報車、緊急速報メール（エリアメール等）、防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、町フェイスブック等により、住民に情報伝達する。なお、洪水予報河川（土器川）、水位周知河川（大東川）に関する町から住民へ提供する情報とその伝達方法等については、「第3章 第5節 防除計画 第1 水防計画 8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」を参照する。

また、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、その避難支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難、また、すでに災害が発生している状態であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図るものとする。避難指示等が発令する基準等の設定にあたっては、複合的な災害が発生することを考慮するよう努め、高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から支援及び助言を受けるものとし、また、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。なお具体的な基準については、「第3章 第7節 被災者の救助保護計画」に記載する。

また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

5 広域避難計画

大規模災害は、被害が大規模かつ広域的になるおそれがあるので、広域避難場所を指定する。なお、選定基準は次のとおりである。

ア 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（一人当たりおおむね4㎡以上）が収容できるものとする。

イ 火災の延焼、山・崖崩れ及び津波等の危険性のない場所とする。

6 避難計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことを促すことにも留意する。当該避難計画には、町が行う避難指示の発令等の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、

あらかじめ指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策など避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を町民に周知する。

7 指定避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に指定避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする全体的な考え方としての指定避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての指定避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

8 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図るものとする。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対して事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう呼びかけるものとする。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの

円滑な運用・強化に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

10 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。

また、浸水想定区域内にある要配慮者施設ならびに情報の伝達方法等については、「第5節 防除計画 第1 水防計画 8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」を参照する。

11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が、帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

12 児童生徒への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

13 土砂災害対策

町は土砂災害警戒区域内等に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設がある場合には、町地域防災計画にこれらの施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害に対する必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害警戒区域、並びにこれら区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等に関する情報を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

1.4 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、公表し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するなど災害時の避難に万全を期するものとする。

また、浸水想定区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

1.5 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第26節 医療救護体制整備計画

1 初期医療体制の整備

- (1) 宇多津町の医療救護計画に基づき、応急救護所の設置、医療救護班の編制、出動等に関する計画を作成する。
- (2) 宇多津町の医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定める。

2 後方医療体制の整備

香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方病院としての救護病院の設置について計画を定める。

救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

3 傷病者の搬送

重症患者の後方支援医療機関（必要に応じて、県外の医療機関）への搬送は、原則として坂出消防本部が救急車で搬送するものとするが、救急車が確保できない場合及び緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町及び医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 知事に、県防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊のヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。
- (4) 高松海上保安本部に巡視舟艇・ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

4 医薬品等の確保

(1) 医薬品等確保体制の確立

ア 香川県の策定した計画に基づき、標準備蓄医薬品等の備蓄及び調達計画を策定する。

イ 住民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備する。

第27節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や、連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校については、町危機管理課と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。また、学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修

箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第28節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

1 協力体制の確立

町及び県は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第29節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

1 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

(2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、県内全市町が参加する応援協定を締結し、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。

(4) 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。

- (5) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (6) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (7) 町は、近隣市及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (8) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努めるものとする。

6 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活

動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

7 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して県は助言を行う。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

第30節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

1 食料等の確保

(1) 町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。

(2) 町及び県は、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の整備を図る。

(3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(4) 町は、「宇多津町緊急物資備蓄マニュアル」により、乳児のミルクや幼児の離乳食、おかゆなど要配慮者にも配慮した食料の調達体制の整備を図る。

2 飲料水の確保

香川県広域水道企業団は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。また、整備されている飲料水兼用耐震性貯水槽を平時より適切に管理し、災害時の応急給水に活用するものとする。

町及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協議して、調達体制の整備を図る。

町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

町は、被害を想定し、外部支援の時期等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、少なくとも3日分、できれば1週間分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。なお一時（広域）物資拠点が利用できない場合に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点として、あらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

第31節 被災動物の保護計画

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主の元に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も共同で飼養するよう努める。

4 被災動物救護活動

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第32節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

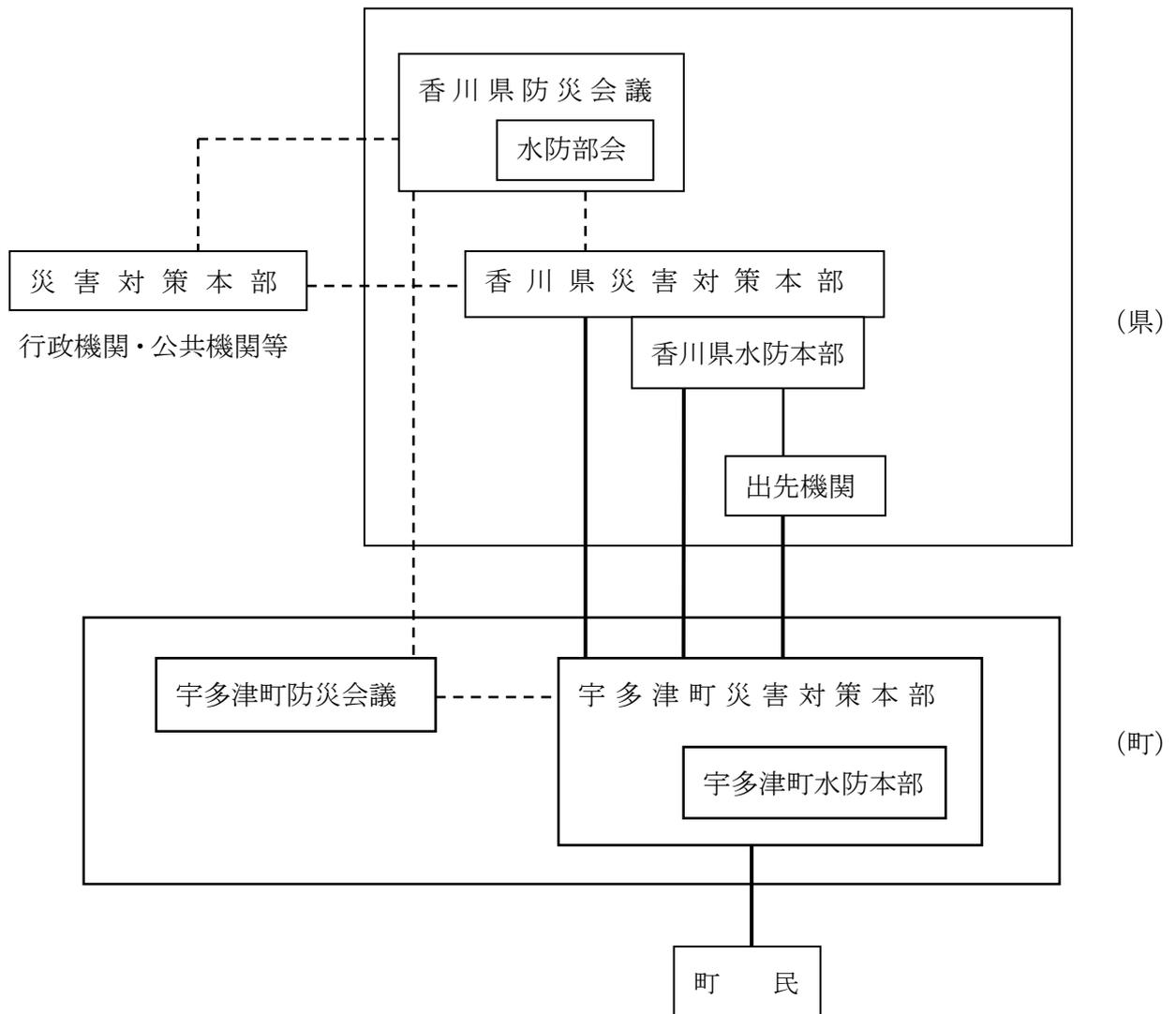
第 3 章 災害応急対策計画

第1節 活動方針

町は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町、県及び区域内の公共的団体ならびに住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

第2節 組織計画

宇多津町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として宇多津町防災会議があり、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、各防災機関は、平常の組織の中で、または特別な組織をつくり、それぞれ応急対策にあたるものとする。



(注) ——— は命令系統を示す。 - - - - - は指示勧告または相互連絡、協力系統を示す。

1 宇多津町の防災組織

本町地域における防災組織を総合的に運営するため、災害対策基本法に基づき宇多津町防災会議を設置し、防災に関する重要な事項の審議を行う。また、災害が発生し、または発生するおそれのある場合、町災害対策本部を設置しそれぞれの応急対策にあたるものとする。このほか適時水防本部が設けられ、関係機関と連絡のもとそれぞれ活動を行う。

(1) 宇多津町防災会議

町長を会長とし、宇多津町防災会議条例（昭和39年宇多津町条例第21号）に規定する機関の長を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、町の地域内における防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

(2) 宇多津町災害対策本部

町長を本部長として、宇多津町、宇多津町教育委員会等各種行政委員会事務局及び宇多津町議会事務局を統轄する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急対策活動を包括する。

(3) 宇多津町水防本部

宇多津町水防計画に基づき設置し、宇多津町内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統轄される。

2 災害対策本部の組織及び運営

宇多津町災害対策本部（以下「町本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法及びこの計画の定めるところによる。

(1) 町本部の設置

災害対策本部の設置については、以下の災害の状況に応じ設置の準備を行い、本町の地域について相当規模の災害が発生し、または発生するおそれのある場合に設置し、災害の危険が解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

ア 設置の準備

- (ア) 危機管理課は、香川県から気象情報等を受けたときは、速やかに庁内放送により広く庁内に周知するとともに、出先機関に対しては、主管課から情報を伝達するものとする。
- (イ) 危機管理課は、庁内各課及び警察から被害情報を収集する。
- (ウ) 危機管理課長は、気象情報、被害情報及び水防活動に関する情報などをもとに本部員（各課長、消防団長）を招集し、町本部設置の検討会を開催するものとする。

イ 設置の基準

- (ア) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、相当規模の災害が

発生しまたは発生するおそれがあるとき。

(イ) 台風が四国に接近し、本町が暴風域に入ることが確実なとき。

(ウ) 本町に大規模な風水害、火災または爆発が生じ、人的被害、家屋被害が相当数発生したとき。または発生するおそれがあるとき。

(エ) 本町に直接大規模な災害を誘発する物質の大量放出、または多数の遭難を伴う列車、航空機等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(オ) その他通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

ウ 設置場所

(ア) 本部の設置場所は、役場（危機管理課）とする。

(イ) 本部を設置したときは、広く関係機関に周知するとともに、既に設置されている（設置する場合もまた同じ。）水防本部は統轄されるものとする。

(2) 本部の編成

ア 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員及び災害対策要員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長・教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。なお、副町長に事故あるときは、教育長がその職務を代理する。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部員は、危機管理課長、総務課長、議会事務局長、地域整備課長、まちづくり課長、税務課長、出納室長（会計管理者）、保健福祉課長、健康増進課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、坂出、宇多津広域行政事務組合次長、消防団長及び消防団副団長をもって充てる。

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 本部員会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

(イ) 災害情報、被害状況の分析、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 本部長の町民に対する指示または避難指示に関すること。

(エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(オ) 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。

(カ) 災害対策に要する経費の処置方法に関する事。

(キ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、特別な指示がない限り庁舎3階会議室で開催する。

(イ) 各部長及び各班長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければ

ならない。

(ウ) 各部長及び各班長は、必要により所要の要員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出るものとする。

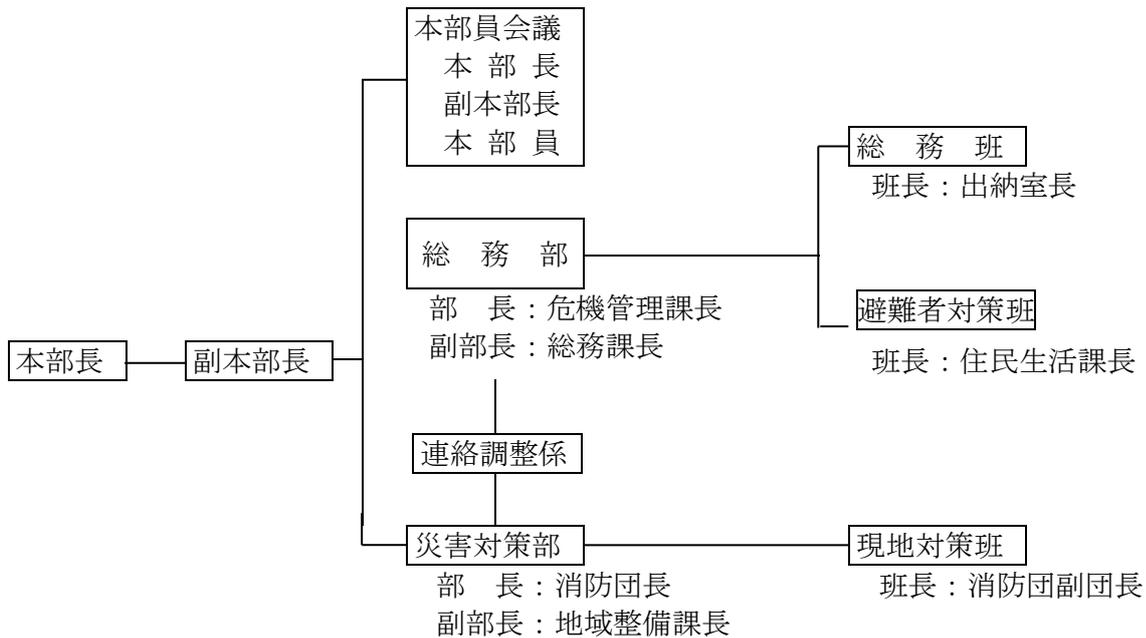
ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長または各部長が班員に周知を要すると認めたものについては、部長または班長は、速やかにその徹底を図るものとする。

3 宇多津町災害対策本部の組織

(1) 宇多津町災害対策本部組織図（第3次非常態勢）

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副町長 教育長	危機管理課長、総務課長、議会事務局長、地域整備課長、まちづくり課長、税務課長、出納室長（会計管理者）、保健福祉課長、健康増進課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、坂出、宇多津広域行政事務組合次長、消防団長、消防団副団長



4 本部各部の所掌事務（第3次非常態勢）

部・班	所属	所掌事務
総務部 総務班	危機管理課 総務課 議会事務局 広域行政 税務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の運営に関する事。 2 本部長の秘書に関する事。 3 本部長の指示・命令の伝達に関する事。 4 各部・各班との連絡調整に関する事。 5 職員の動員及び配備に関する事。 6 公用車の配備に関する事。 7 庁舎の保全に関する事。 8 本部員の給食等厚生に関する事。 9 本町防災会議に関する事。 10 県及びその他関係機関に対する連絡及び応援要請に関する事。 11 自衛隊派遣要請に関する事。 12 他の市町職員の応援要請に関する事。 13 情報の受領及び伝達に関する事。 14 気象情報、地震・津波情報の収集及び通報連絡に関する事。 15 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の決定に関する事。 16 災害救助法の適用に関する事。 17 被害状況の取りまとめに関する事。 18 避難所の食料等厚生物資の調達に関する事。 19 建設業組合等に協力を要請すること。 20 災害関係の予算及び財政措置に関する事。 21 罹災証明書の発行に関する事。 22 町民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関する事。 23 報道機関との連絡に関する事。 24 被害箇所の写真等記録に関する事。 25 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関する事。 26 罹災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する事。 27 他班への応援に関する事。
避難者対策班	住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全に関する事。 2 避難所の設置及び同施設の管理・保全・運営に関する事。 3 福祉避難所に関する事。 4 災害救助法の実施（施行）に関する事。 5 救助物資の保管及び配給に関する事。 6 義援金品等の受付及び配分に関する事。 7 日赤奉仕団との連絡に関する事。 8 一人暮らしの高齢者等との連絡及びその救援に関する事。 9 罹災した高齢者の緊急受入れに関する事。 10 医療救護班編制派遣に関する事。 11 協力医療機関との連絡に関する事。 12 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事。 13 感染症の予防に関する事。 14 罹災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関する事。

部・班	所属	所掌事務
		15 被災者の健康相談、精神保健に関すること。 16 児童生徒及び子どもの避難・保護に関すること。 17 罹災児童生徒及び子どもの教育保育対策に関すること。 18 各保護者会・PTAとの連絡に関すること。 19 社会福祉協議会との連携に関すること。 20 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 21 要配慮者の支援に関すること。 22 消毒及び防疫に関すること。 23 罹災者に対する生業資金の融資等災害相談に関すること。
	(衛生現業)	24 じん芥の収集及びし尿の汲取りに関すること。 25 一般廃棄物及びがれきの処理に関すること。
	(保育所)	26 保育所の保全に関すること。 27 子どもの避難に関すること。 28 避難所の応援に関すること。
	(幼稚園)	29 幼稚園の保全に関すること。 30 園児の避難に関すること。 31 避難所の応援に関すること。
	(給食センター)	32 炊き出しに関すること。 33 災害時における学校給食に関すること。
		34 災害ボランティアの受入に関すること。 35 他班への応援に関すること。
災害対策部 災害対策班	消防団 地域整備課 まちづくり 課	1 所管施設の保全に関すること。 2 所管施設・業務の被害調査に関すること。 3 災害危険箇所の巡視警戒に関すること。 4 災害現地の状況調査に関すること。 5 災害現地への出動及び救護に関すること。 6 災害現地の予防応急対策に関すること。 7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 8 被災時の飲料水対策に関すること。 9 上下水道施設の災害対策に関すること。 10 障害物の除去に関すること。 11 水防活動に関すること。 12 災害応急資機材の調達に関すること。 13 被災住宅の対策に関すること。 14 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関すること。 15 他班への応援に関すること。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務部と災害対策部との連絡調整に関すること。
その他	危機管理課 総務課 税務課 保健福祉課	1 被害家屋等の調査及び被害認定に関すること。

(注) 本表に記載されていない事項の分担は、そのつど本部長が定めるものとする。

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
		災害対策部 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 町の全域にわたって、風水害その他異常な自然災害あるいは大規模な人為的原因による災害が発生し、または予想されるとき。 2 宇多津町に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき。 3 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 【全職員参集】
備考 動員時期及び配備内容については、気象状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。		

- (2) 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ資材その他災害物資の調達についての計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係班との連絡を密にしておくものとする。
- (3) 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するものとするが、不足の場合は民間の車両を借り上げることができるよう、あらかじめ措置しておくものとする。

2 動員及び配置

(1) 班員の確保等

総務班は、災害応急対策活動に支障のないように、班員の確保及び配置について常に必要な措置をしておくものとする。

(2) 各部・班長は、各部・班の実状に即して、班員を遺漏のないよう配置しなければならない。

(3) 時間外における班員の招集

ア 指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部長は、あらかじめ各班に非常連絡員正副2名を定めておくものとする。

イ 勤務時間外における班員の招集のための連絡の通知は、電話または無線のうち、もっとも速やかに行える方法によるとともに、あらかじめ各部・各班において各班員に対する連絡方法を確立しておかなければならない。

- (4) 班員は、常に予・警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生しもしくは発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう心得ておかなければならない。
- (5) 時間外においても班員は、町本部からの招集のない場合であっても、その任務に要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

3 消防団の出動

町長(本部長)は、防災または災害応急対策ならびに災害救助等のため必要と認めた場合、または次の基準により消防団の出動を命ずるものとする。

- (1) 災害の発生が予想され、その警戒及び対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から出動を要すると認められるとき。
- (3) 水防法第 16 条の通報により、氾濫注意水位に達したとき。

第4節 情報計画

第1 気象情報等伝達計画

1 気象予警報等

高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」（地域レベル担当情報）をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

(2) 特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報の種類及び基準等は次のとおりである。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に以上であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

種類	発表基準等
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

種類	発表基準等
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種類	発表基準等
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。有義波高が2.5m以上になると予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準の条件に該当する場合である。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、宇多津町では④の表に示す基準の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

④ 高松地方气象台から一般及び水防活動に供するため宇多津町に発表される警報・注意報の種類及び基準は次のとおりである。

宇多津町	府県予報区	香川県		
	一次細分区域	香川県		
	市町村等をまとめた地域	中讃		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123
	洪水	流域雨量指数基準	大東川流域=12.6	
		複合基準 *1	大東川流域= (7, 11.3)	
		指定河川洪水予報による基準	土器川[祓川橋 (丸亀区域)]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	大東川流域=10	
		複合基準*1	大東川流域= (7, 10)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%			
なだれ	①積雪の深さ 20 cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50 cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*2			
低温	最低気温が-4℃以下*3			
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：20 cm 以上 気温：-1℃~-2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は高松地方气象台の値。

*3 気温は高松地方气象台の値。

⑤ 注意報、警報、特別警報の地域名称

注意報、警報、特別警報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」に細分して発表する。宇多津町は「中讃」に属する。

香川県	高松地域	高松市、直島町
	小豆	土庄町、小豆島町
	東讃	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	丸亀市、坂出市、善通寺市、 宇多津町 、琴平町、多度津町、綾川町、まんのう町
	西讃	観音寺市、三豊市

⑥ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けして表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	--

⑦ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑧ 気象情報

気象情報は、気象注意報・警報の発表前に、防災関係機関等が防災対策を講じるうえで時間的余裕を持って発表する予告的情報と、注意報・警報を発表後に実況などを含めて防災上必要な事項を補完する情報がある。台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報などの種類がある。

重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼び掛けるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報が発表される。

記録的短時間大雨情報は、県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨特別警報もしくは大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90ミリ以上)が観測され、且つ、危険度分布で「非常に危険(警戒レベル4相当)」以上が出現した場合に発表する。

【例】

<p>香川県記録的短時間大雨情報 第1号 令和××年△△月○○日 09時17分 気象庁</p> <p>9時10分香川県で記録的短時間大雨 宇多津で102ミリ</p> <p>9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ</p>
--

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生可能性が高まった時に香川県全域に対して発表される。情報の有効期間は、発表から1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号

令和××年△△月〇〇日10時29分

気象庁

香川県では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は、〇〇日11時30分まで有効です。

⑨ 注意報・警報・特別警報・情報等の伝達

高松地方気象台が注意報・警報・特別警報等を発表した場合は、気象情報の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町、消防機関へ一斉同報する。

特に、県は、気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町へ通知する。町は、気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに既定の手段により住民への周知措置を実施する。

また、町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

(3) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町長の避難指示等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関等の協力を求めて、住民等に周知されるよう努める。

また、県防災行政無線により町、消防機関へ一斉同報するとともに、住民等に対して、携

携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

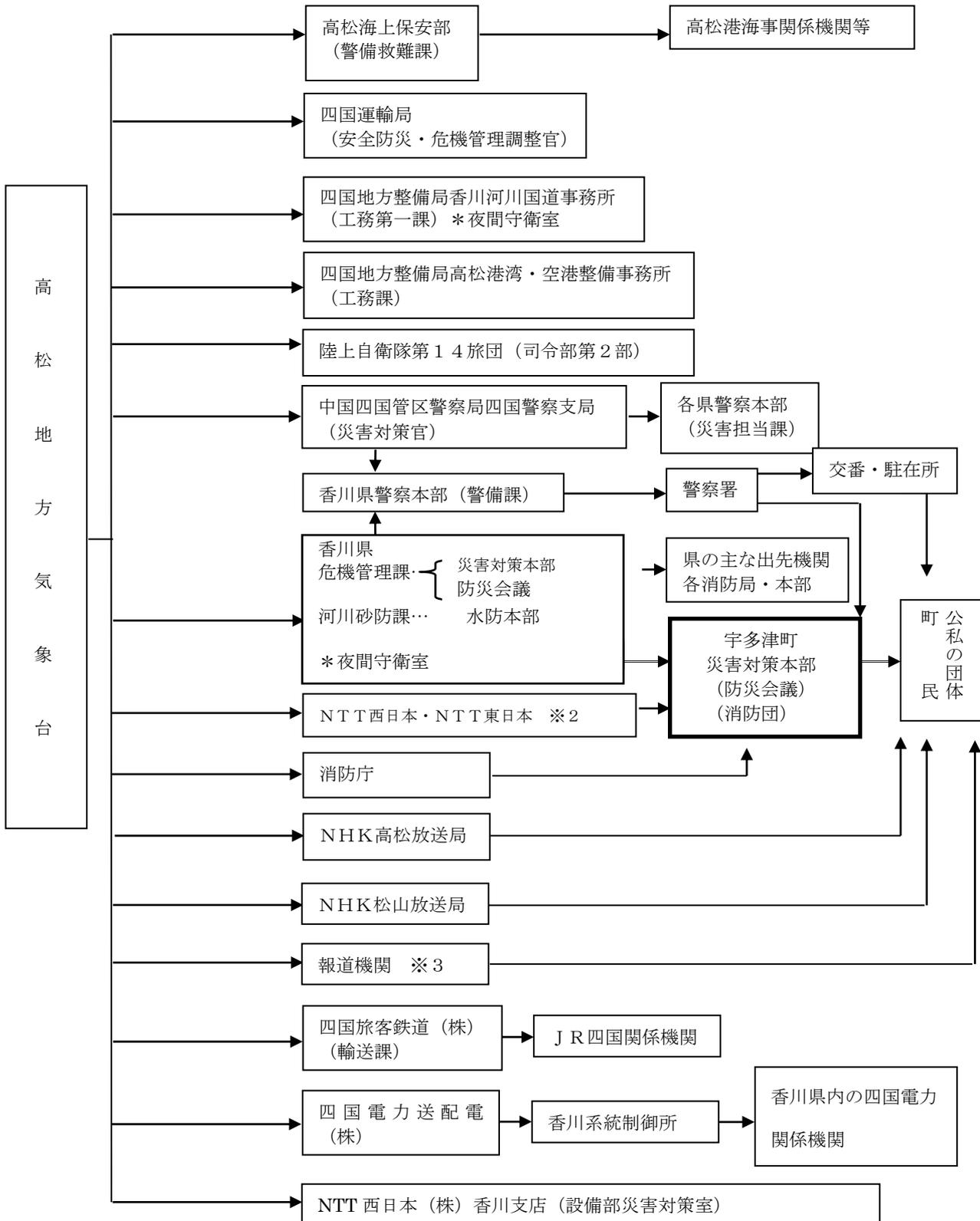
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。

また、町長が行う避難指示等の発令は、土砂災害警戒情報の発表に合わせて行う。また、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、土砂災害の前兆現象が見られるなどし、土砂災害の危険性が高いと判断される場合は発令する。

(4) 土器川洪水予報

高松地方气象台及び四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等のおそれがあるときは、土器川洪水予報実施要領に基づき水位や流域の雨量を示して洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を発表し、土器川洪水予報の伝達系統図に従い県及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。なお、国及び県は、洪水警報が発表された場合に、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

気象情報の伝達系統図

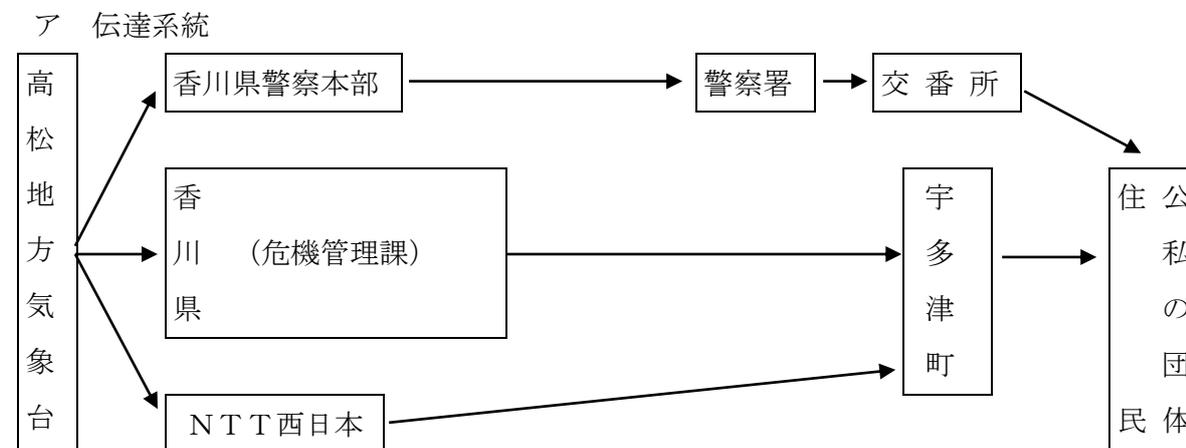


(注) ※1 太線は、法令(気象業務法等)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
 ※2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 ※3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、RSK山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに町長に通報する。



イ 火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

ウ 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

3 町における注意報・警報・特別警報等の伝達要領

(1) 町本庁における措置

ア 県（気象台）から町に通報される特別警報、警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は危機管理課が受領する。

イ 危機管理課長は、台風または大雨に関する特別警報、警報、注意報または情報を受領した場合は、速やかに町長、副町長ならびに教育長に報告するとともに関係各課に伝達するものとする。

ウ 危機管理課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係出先機関へ伝達するものとする。

エ 危機管理課長は、特別警報、警報及び注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについて、庁内放送等所要の措置を行うものとする。

オ 危機管理課長は、上司の命があったとき、または状況により自ら必要と認めたときは、所

要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行うものとする。
カ 危機管理課長は、前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間に警報等の受領伝達
その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、
伝達についても支障のないようにしておくものとする。

(2) 関係出先における措置

関係出先の長は、それぞれの伝達先から警報を受領したとき、及び台風または大雨に関する
情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、放送局の放送により、
当該気象その他の状況を聴取するよう努めるものとする。

4 異常現象を発見した者の措置

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察
官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告するものとする。

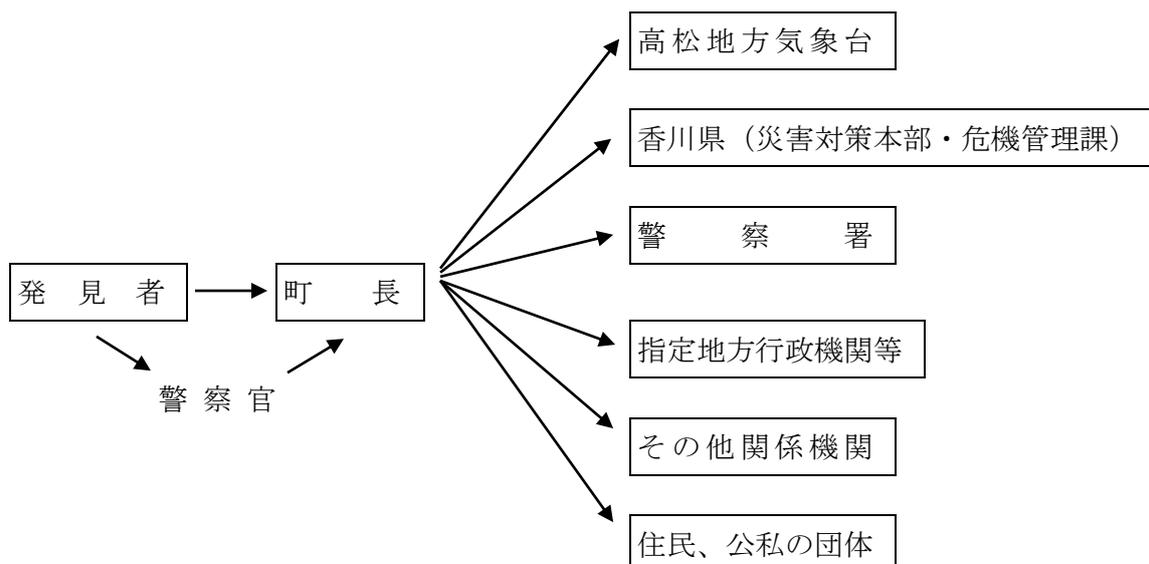
(3) (1)または(2)により、通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく、次の機関に通報するもの
とする。

ア 高松地方気象台

イ 県（危機管理課）または県災害対策本部が設置されているときは同本部

ウ 警察署、県土木事務所その他関係があると認められる県の出先機関及び指定地方行政機関
もしくは四国地方整備局等

エ 町長はウによる通報と同時に、町民その他の公私の団体に周知するとともに、とるべき必
要な措置について指示・伝達するものとする。



第2 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集・伝達し、情報の共有化を図る。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 町は、町消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握する。

ウ 県は被害情報等の収集・伝達を行う。町は可能な限り関係各課による被害情報等をとりまとめ報告する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

(3) 一般被害、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

ア 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

イ 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 被害情報の報告

災害が発生した場合の被害情報は、次の区分により、町から県に対して行うものとする。

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第53条に基づき、町が県に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に合致するもの。
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が 2 県以上にまたがるもので 1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

イ 個別基準

- (ア) 風水害
 - a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
 - b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告の方法

- ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。
- イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 報告要領

- ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達）町は、「災害概況即報」により人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集・伝達）

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集・伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- (ア) 町は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。
- (イ) 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 確定報告

災害が終了して、被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

(4) 報告の方法、経路

ア 町の発生報告及び経過報告は、香川県防災情報システム、香川県防災行政無線または様式第4号に基づいて県災害対策本部（本部を設置しない場合にあっては県危機管理課）に対して行うものとする。なお、発生報告及び経過報告は、覚知後、速やかに行うものとする。

イ 町の確定報告は、関係の県出先機関を経由し、各主管課から知事（危機管理課経由）に報告するものとする。なお、確定報告は災害が終了し、被害が確定した後に遅滞なく文書により、行うものとする。

(発生報告及び経過報告)



(確定報告)



3 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県に加え直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車災害などの火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物等にかかる事故・原子力事故等

② 救急

- ・ 救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

③ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
- ・ 津波・風水害のうち死者又は行方不明者が生じたもの 等

4 被害の認定

町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

5 関係機関の協力

被害情報は、各機関が収集し、その結果を必要に応じ相互に通報、連絡するものとするが、警察、報道機関等は、特に迅速、的確な収集及び伝達について協力するものとする。

6 非常通信の運用

災害時において、NTTその他の機関の有する有線電信が途絶し、もしくは電話が困難な場合においては、非常用無線等の運用により通話を確保するものとし、これの運用については、香川県非常通信協議会の協力を得るものとする。

様式第4号

(被害状況即報)

市町名		宇多津町		区分		被害			
災害名 ・ 報告内容	災害名			田	流失・埋没	Ha			
	宇多津町 第 報 (月 日 時現在)				冠 水	ha			
報告者名							畑	流失・埋没	ha
	冠 水	ha							
区分		被害		文教施設		箇所			
区		分		病院		箇所			
道		路		箇所					
人的被害	死者	人		そ	橋りょう		箇所		
	行方不明者	人			河川		箇所		
	負重傷	人			港湾		箇所		
	傷軽傷	人			砂防		箇所		
住家被害	全壊		棟	の 他	清掃施設		箇所		
			世帯		崖くずれ		箇所		
			人		鉄道不通		箇所		
	半壊		棟		被害船舶		隻		
			世帯		水道		戸		
			人		電話		回線		
	一部破損		棟		電気		戸		
			世帯		ガス		戸		
			人		ブロック塀等		箇所		
	床上浸水		棟			罹災世帯数		世帯	
			世帯			罹災者数		人	
			人			火災発生	建物		件
非住家	公共建物		棟	危険物			件		
	その他		棟	その他		件			

区 分		被 害		災 害 等 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公立文教施設	千円					市 町		
農林水産業施設	千円							
公立土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公立施設被害市町数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 名				
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難・指示等の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

第3 災害広報計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、町民に対して応急対策と必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺、被害の拡大防止を図らなければならない。このため、迅速、適切な広報活動を行うものとする。

1 被災者等への広報活動

気象、地象、地動及び水象等に関する情報は、第4節第1の気象情報等伝達計画に基づき各機関等から伝達される。町本部における災害情報の収集及びその広報は、情報班において担当し、無線放送等を利用し、また、情報機関の協力のもとに効果的に行うものとする。

(1) 町の広報活動

① 広報事項

町は、県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・ 避難指示及び高齢者等避難、緊急安全確保、避難場所・避難所の指示、避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

次の手段により行う。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・ 固定型防災行政無線、防災ラジオによる広報
- ・ CATVによる広報
- ・ 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディアなど）による広報
- ・ 広報車による広報及び避難場所・避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- ・ 県防災情報システム・緊急速報メールによるメール配信
- ・ Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信

(2) 県の広報活動

① 広報事項

県は、災害の規模、態様等に応じて、町民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況

- ・被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害者等）
- ・二次災害の危険性に関する情報
- ・安否情報
- ・道路交通、交通機関に関する事項
- ・防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・民心の安定に関する事項
- ・被災者生活支援に関する情報
- ・その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・報道機関による広報
- ・ヘリコプター、広報車等による広報
- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）、緊急速報メールの活用による広報
- ・Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信
- ・その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

(3) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 「広報うたづ」による広報

広報うたづ特集号発行等により、町内各世帯に災害情報を周知徹底するものとし、併せて町ホームページ、フェイスブックページにも掲載するものとする。

3 報道関係に対する情報発表

町本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を発表するものとする。なお、本情報は、発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害調査及び発表時限
- (4) 被害状況
- (5) 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- (6) 災害救助法適用の有無
- (7) 町本部における応急対策の状況

4 広聴活動

災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第5節 防除計画

第1 水防計画

1 総則

(1) 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条に基づいて洪水に際し、水害を警戒・防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、河川、ため池並びに海岸等に対する水防上必要な予防、警戒、監視、通信等の確保、水門の操作、水防のための消防団ならびに各団体間の相互協力及び応援ならびに水防に必要な器具、資材及び設備と運用について、実施の大綱を示したものである。また、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。

- ア 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の手合点検、水防資機材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
- イ 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取組の推進
- ウ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

(2) 機構

宇多津町水防本部：宇多津町における水防を総括するため水防本部を設置し、本部事務局は危機管理課に置く。

宇多津町水防本部長：宇多津町長とする。

(3) 責任

宇多津町内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、水防能力の確保に努める。また、水防計画を樹立し、それに基づいて水防任務を十分に果たさなければならない。

(4) 水防協議会

水防法第34条の規定による宇多津町水防協議会の組織及び運営等は、宇多津町水防協議会条例の定めるところによる。

2 水防本部の設置

(1) 水防本部の設置

宇多津町水防計画に基づき設置し、宇多津町内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統轄される。

関係各課長は、気象状況の判断により、所属課員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

(注) 休日、勤務時間外等で事務処理の必要が生じた際、連絡は宿日直職員がこれにあたるものとする。

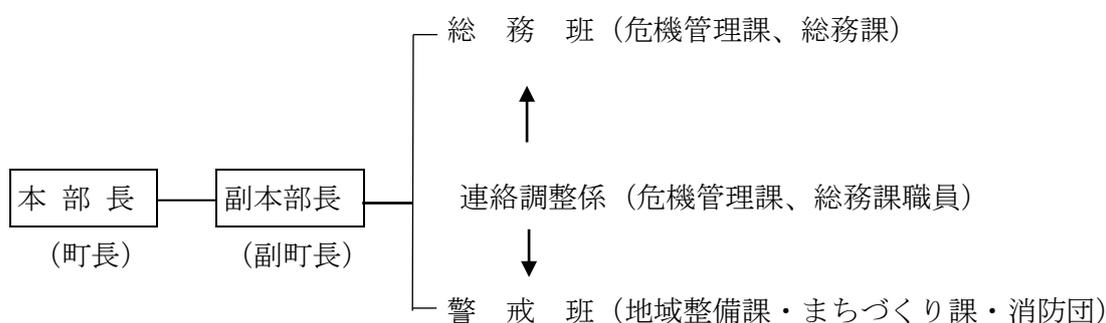
3 水防本部の組織

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の総括処理にあたり本部は危機管理課におく。

(1) 水防本部編成

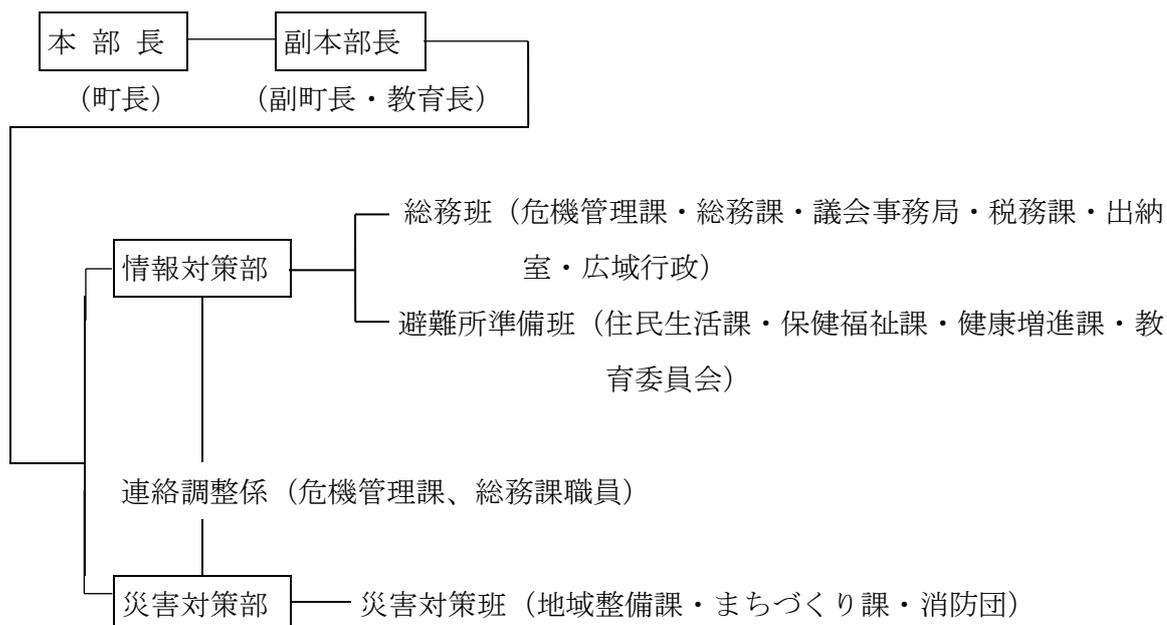
ア 1次動員態勢

大雨に関する通知があったとき、もしくは洪水または高潮等に対する危険があるときに1次動員態勢をとる。動員態勢としては、危機管理課、総務課、地域整備課、まちづくり課は全員招集とし、消防団にあつては、全団員の招集とする。



イ 2次動員態勢

1次動員態勢にて警戒態勢の中、災害の発生が予想されるとき、または小規模な災害が発生したときにとる。動員態勢としては、1次動員態勢に加え、議会事務局、まちづくり課、税務課、出納室、住民生活課、保健福祉課、健康増進課、教育委員会、坂出、宇多津広域行政事務組合の係長以上の職員を招集するとともに、消防団にあつては、全団員の招集とする。



(2) 水防各班の任務

水防本部各班は気象状況に注意し、出動が予想されるときは、あらかじめ出動の準備を完了

しておかなければならない。

有事の場合は、本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。なお、各班の任務は災害対策本部の所掌事務に準ずる。

(3) 水防本部の係員の非常招集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

(4) 宇多津町災害対策本部との関係

災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、宇多津町災害対策本部が設置されると水防本部は災害対策本部に統轄される。

(5) 重要水防区域等

町長が指定した重要水防区域等は、それぞれ次のとおりであり、この地区は常に重点的な監視警戒をしなければならない。

ア 山地災害危険地区

イ 土石流危険溪流

ウ 地すべり危険箇所

エ 急傾斜地崩壊危険箇所

オ 河川重要水防区域

カ 海岸・港湾重要水防区域

キ 漁港重要水防区域

ク ため池重要水防区域

4 水防用設備資機材等の整備状況

町の水防用備蓄資材機具の配置場所及び数量は、第 2 章第 20 節の防災備蓄倉庫の備蓄資材、機材現有一覧表のとおりである。

資材機具は、毎年出水期までに点検し、使用または損傷により不足が生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

5 気象雨量水位の観測通報連絡

(1) 水防法第 10 条、同法 11 条及び同法 16 条の規定により洪水予報及び水防警報等を受けたときは、直ちに国及び県と常時連絡を保つとともに消防団長に通報し、必要に応じて町民に防災行政無線ならびに広報車等により周知し、気象通報の内容により同法 12 条及び同法 17 条に掲げる措置をとる。

(2) 気象観測施設は、管理者と観測通報について連絡を密にすると同時に河川情報センターからの情報の把握に努めるものとする。

6 堰堤・水門及びポンプ場等の操作

堰堤、ため池、水門等の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、水位等の変動を監視し、適時必要な操作を行う。また同様に、ポンプ場等の雨水排水施設にあっても、水位及び雨量の変動を監視し、適宜必要な操作を行い、その状況を水防本部へ連絡するものとする。

7 水防活動

(1) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防法第9条に基づき、水防管理者は重要な河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な個所の発見に努め、必要な措置を行う。

イ 非常巡視及び警戒

水防管理者は、気象状況の通知があったとき、または出水前より監視及び警戒を厳にして異常を発見したときは、直ちに中讃土木事務所に報告するとともに応急措置を講ずる。

ウ 重要水防区域

特に警戒を要する重要水防区域に対し、常に重点的な監視警戒をしなければならない。

(2) 消防団の出動準備及び出動

ア 出動準備

水防管理者は、消防団長及び分団長等を所定の屯所に集合せしめ、資機材の整備点検、団員の配備計画等にあたり、水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。

(ア) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

(イ) 豪雨により破堤、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

(ウ) 気象状況等により洪水の危険が予知されるとき。

イ 出動

(ア) 水防法第17条に基づき、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、または必要と認められたときは、水防管理者は予め定めた計画により直ちに消防団を出動せしめなければならない。この場合は、直ちに県水防本部長に報告しなければならない。

(イ) 下記の場合において水防管理者は、速やかに中讃土木事務所長に報告しなければならない。

- ① 水防作業を開始したとき。
- ② 堤防等に異常を発見したとき。
- ③ 人員または資材の応援を必要とするとき。

④ 立ち退き避難を指示したとき。

⑤ 水防本部を設置したとき。

(ウ) 水防法第 21 条または第 24 条の規定により消防団長又は消防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止もしくは制限し、撤去を命じ、または水防管理者または消防団長は、水防のためやむを得ないときは、その区域内の住居者もしくは水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

ウ 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を並施し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で求めやすい工法を施工すること。

基本的水防工法 積土俵・木流し・シート張・月の輪

エ 決壊等の通知

堤防等が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定により直ちに中讃土木事務所及び氾濫の及ぶ方向の隣接水防管理団体に通報するものとともに、関係機関及び付近の住民に連絡するものとする。

オ 避難のための立退き

(ア) 洪水またはため池の決壊等により著しく危険が切迫していると認めるときは、水防管理者は知事の指示を受け、必要と認める区域の住民に立退きまたは準備の勧告をすることができる。

(イ) 緊急の場合で知事の指示を受ける間がなく、水防管理者が立退きを指示する場合は、坂出警察署長にあらかじめ通知し、その旨速やかに中讃土木事務所長及び知事に報告しなければならない。

(ウ) 立退き予定地先の経路等についてあらかじめ坂出警察署長とも連絡の上、あらかじめ選定しておくものとし、水防管理者が定めた避難場所及び避難所は別表のとおりとする。

カ 他の水防機関との協力応援

水防管理者は、水防のため必要があるときは、水防法第 22 条及び第 23 条に基づき、警察署長に対して警察官の出勤を、また緊急の必要があるときは、他の水防管理者または消防長に対し応援を求めることができる。

キ 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなつて水防解除を命じたときは水防管理者は、これを一般に防災行政無線及び広報車等便宜な方法により、周

知せしめるとともに水防本部長に対してその旨を報告するものとする。

ク 水防実施状況報告書

水防が終了したとき、水防管理者は遅滞なく知事に報告しなければならない。

ケ 水防協力団体の指定促進

消防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年 6 月の水防法改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(1) 洪水予報河川

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により洪水予報を行う土器川については、国土交通省香川河川国道事務所と高松地方気象台が、雨量・水位・水量等を示して洪水予報を発表する。町は、土器川の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を実施する。

ア 洪水予報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ファクシミリ等を活用して、洪水予報の伝達を行う。また、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、洪水予報については、避難勧告・避難指示（緊急）の発令にあたり特に緊急を要する情報として、香川河川国道事務所よりホットラインで町長への直接伝達が行われる。なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、第 3 章第 4 節第 1 気象情報等伝達計画に準じて実施する。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第 3 章第 7 節第 1 避難計画に準じて実施する。

ウ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達

土器川の浸水想定区域内にある要配慮者施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、資料編資料 5 洪水・高潮浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設のとおりとする。

(2) 水位周知河川

水防法第 13 条の規定により香川県知事が指定した大東川及び綾川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所が水位または流量等を示してこれを行う。町は、大東川及び綾川の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 13 条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 水位情報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ファクシミリ等を活用して、水位情報の伝達を行う。また、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、水位情報については、避難指示等の発令にあたり特に緊急を要する情報として、中讃土木事務所長よりホットラインで町長への直接伝達が行われる。なお、水位情報の具体的な伝達方法については、第 3 章第 4 節第 1 気象情報等伝達計画に準じて実施する。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第 3 章第 7 節に準じて実施する。

ウ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する水位情報の伝達

大東川及び綾川の浸水想定区域内にある要配慮者施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、資料編資料 5 洪水・高潮浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設のとおりとする。

(3) 高潮

水防法第 13 条の 3 の規定により香川県知事が指定した海岸についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所が水位を示してこれを行う。町は、高潮の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 13 条の 3 の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 水位情報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ファクシミリ等を活用して、水位情報の伝達を行う。なお、水位情報の具体的な伝達方法については、第 3 章第 4 節第 1 気象情報等伝達計画に準じて実施する。

イ 避難所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第 3 章第 7 節に準じて実施する。

ウ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する水位情報の伝達

高潮浸水想定区域内にある要配慮者施設のうち、当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、資料編資料 5 洪水・高潮浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設のとおりとする。

9 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組

浸水想定区域内の高齢者等利用施設等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、香川河川国道事務所は、高齢者等利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

10 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要のあるときは、水防管理者または消防団長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石竹木その他の資材の使用収用
- ウ 自動車、その他の運搬具または機具の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者または消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合にこれを掲示すべきものとする。

第 2 消防計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、消防分団を設置し、消防態勢の強化を図っている。

今後、消防力の基準（昭和 36 年 8 月 1 日消防庁告示第 2 号）に基づき、町の実状を勘案し逐次整備強化を図るものとする。

1 組織

(1) 人員計画

消防団長以下 108名

(2) 組織、事務分掌計画

現行の規則、規定によるものとする。

本町は、坂出市に消防業務を委託しており、その中には、消防水利の点検、防火思想高揚、予防査察等もある。

団 長 団の事務を統轄し団員を指揮して、法令条例及び規則の定めるところに従い職務を遂行する。

副 団 長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代理する。

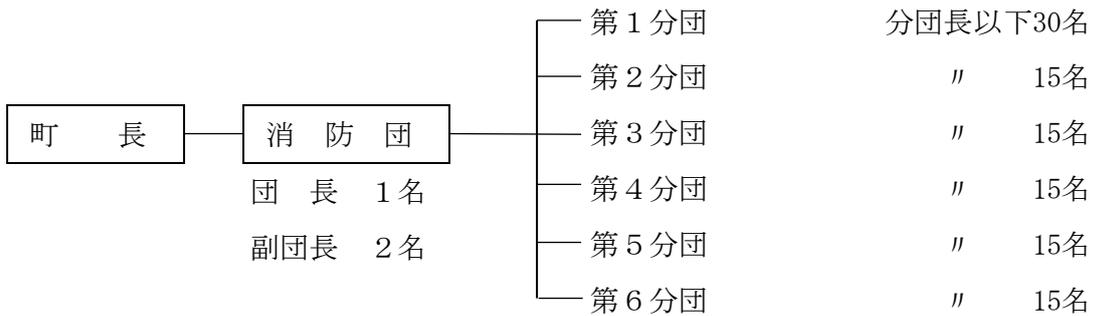
分 団 長 分団の事務を統轄し、上長の命を受け所属団員を指揮して業務に従事する。

副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故あるときはその職務を代理する。

部 長 分団長を補佐し、業務に従事する。

班 長 分団長を補佐し、業務に従事する。

(3) 消防団の組織及び編制計画



2 施設の現有

(1) 現有機械

水槽付消防ポンプ自動車	2台
水槽車	1台
消防ポンプ自動車	7台
小型動力ポンプ	2台
指揮指令車	1台
資機材搬送車	2台

(2) 現有水利

消 火 栓	256基
防火水槽	33基

3 施設整備

(1) 消防機械、器具の整備保全計画

機械、器具の整備については、別に定める計画に基づき順次整備するほか、次により点検を実施して、消防活動に遺憾のないよう万全を期するものとする。

ア 日常点検、整備

車両及びポンプについては、各分団毎に毎月1回以上点検を行い、その結果を点検簿に記入するとともに、異常ある場合は、直ちに危機管理課に報告して措置するものとする。また、防災行政無線（移動系）についても同様とする。

イ 定期点検、整備

毎月1回車体各部の精密点検を行い、それに伴い機関取扱訓練を実施する。

(2) 消防水利の整備保全計画

坂出消防署は、巡回点検を行い、常時使用可能な状態にあるか確認するものとし、異常ある場合は、宇多津町危機管理課に連絡するものとする。

宇多津町危機管理課は、坂出消防署から異常の通報を受けたときは、直ちに措置しなければならない。また、消防水利の不備な地域に対しては、予算の範囲内において毎年消火栓、防火水槽等を計画的に増設し、国の示す消防水利基準に到達するよう整備するものとする。

4 火災予防

(1) 防火思想高揚計画

ア 広報・広聴

年間の広報・広聴計画を樹立し、計画に基づき臨時広報・広聴計画を行うものとする。

イ 火災予防運動

春・秋に火災予防運動を行うものとする。

ウ 巡回広報

気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合は、その他必要に応じて町内を巡回して、予防宣伝を行うものとする。

エ 上記以外、平素より町広報等により防火思想の普及啓蒙を図り、特に一般住民等に対し火災予防条例の周知を図るものとする。

(2) 予防査察計画

ア 消防団長が、火災予防上または火災が発生したならば、人命に危険があると認めて、特に予防措置を必要とする場合に行うものとする。

イ 住宅防火診断

予防査察対象に該当しない住宅等について町内会、自治会単位に随時防火診断を行うものとする。

5 教育訓練

(1) 消防団

宇多津町消防団規則に基づき、次の区分により実施する。

区 分	対 象	期 間
香川県消防学校基礎教育	新入団員	年1回
香川県消防学校機関科	機 関 員	年1回
香川県消防学校初級幹部科	班長以上	年1回

(2) 委託教育

ア 消防団員の教養については、香川県消防学校に委託するものとする。

(3) 訓練計画

団員の訓練については、次により行うものとする。

- ア 消防用機械、器具操法訓練
- イ 機関運用及び放水演習
- ウ 人命救助訓練
- エ 林野火災防ぎょ訓練
- オ 災害応急対策訓練（水防工法訓練を含む）

6 警 防

(1) 火災警報及び解除計画

火災警報の発表、解除は次によるものとする。

発 表

- ア 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が35パーセントを下り、最大風速が7メートルを越える見込みのとき。
- イ 平均風速10メートル以上の風が1時間連続して吹く見込みのとき。
- ウ その他必要と認められるとき。
- エ 警報が発表されたとき、防災行政無線、町内広報宣伝等の方法により、町民に周知するものとする。

解 除

発表基準に該当しなくなったとき。

(2) 招集計画

火災については、出動区分によるものとし、その他の場合は必要に応じて招集するものとする。

(3) 出動計画

ア 出動区分

- ・災害出動 災害の通報があった場合、または発生したときはサイレン信号により出動するものとし、分団長の指示に従うものとする。
- ・偵察出動 火災とまぎらわしい火煙を認知したときまたは、偵察の必要がある場合は直ちに分団長に連絡し、所定の位置に待機するものとする。
- ・応援出動 隣接市及び他地域の応援要請があった場合は、町長の指示により出動するものとする。

(4) 特殊地域消防計画

次の各号に掲げる地域を特殊地域に指定し、別途町長の定めるところによるものとする。

- ア 4 m以上の道路、河川等で区画された街区を対象とする。
- イ 区域内の建ぺい率が80%以上で延面積660㎡以上の木造大規模建築物が含まれている区域
- ウ 区域内の建ぺい率が80%以上で且つ木造建築物が50%以上含まれている区域
- エ 街区の火災防ぎょにあたり、出動車が有効水利に部署できない区域（ただし、街区の中心から半径120mの範囲の水利について決定する）
- オ 街区内にある建物の業務が特に火災の場合延焼危険及び人命危険があると認められる区域
- カ 街区の火災防ぎょにあたり、消火困難と認められる区域
- キ その他指定の必要があると認められる区域

(5) 特殊建築物消防計画

次の各号に掲げる建築物を特殊建築物に指定し、別途町長の定めるところによるものとする。

- ア 延面積660㎡または3階以上の木造大規模建築物
- イ 延面積100㎡以上の地下を有する建築物
- ウ 延面積1,500㎡以上の耐火建築物または5階以上の高層建築物
- エ 特に重要建築物と認められるもの（例えば、重要文化財に指定された建造物）
- オ 消火困難と認められる建築物（例えば、危険物品等を貯蔵しているもの）
- カ 特に人命に危険があると認められるもの
- キ その他指定の必要があると認められるもの

(6) 異常時消防計画

- ア 高速風時異常乾燥時
火災警報を公表した時は、警戒隊を編制し巡邏警戒を行う。
- イ 変災時
水道断減水及び同時多発火災または道路通行不可能等を考慮して出動態勢をとる。

(7) 特殊火災消防計画

- ア 延焼拡大火災
(ア) 火災様相により、出動計画に基づき逐次出動部隊の増強を図る。

- (イ) 応援部隊誘導計画に基づき応援を要請する。
- (ウ) 最悪時には防ぎよ線を設定し対処する。
- (エ) 人的危険発生のおそれがあるときは、時機を逸することなく避難指示を発し避難予定地に被災者を誘導する。
- イ 危険物火災
 - (ア) 出動に際しては消火薬剤を積載して出動するものとする。
 - (イ) 常に町内における消火薬剤の保管場所、数量等の実態を把握するものとする。
- (8) 飛火警戒計画
 - 飛火警戒は次の要務を行う。
 - ア 風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火にあたる。
 - イ 消防車等をもって風下一帯を巡回し飛火警戒、宣伝を行う。
- (9) 断、減水時の水利計画
 - 出動車両の増強、中断方法、積載水管の増加を行う。
- (10) 応援部隊の誘導計画
 - ア 応援部隊を要請する場合は、参集場所を指定するものとする。
 - イ 応援部隊には水利、進入部等を指示するとともに状況により誘導員を配置する。
- (11) その他火災予防計画
 - ア 林野火災
 - (ア) 多数の団員を招集する。
 - (イ) かま、のこ、水とう等携行器具を積載して出動する。
 - イ 車両火災
 - 特に迅速を尊び人命救助に重点を置く。

第6節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

1 適用基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000人未満	30世帯	
5,000人以上～15,000人未満	40世帯	
15,000人以上～30,000人未満	50世帯	宇多津町
30,000人以上～50,000人未満	60世帯	
50,000人以上～100,000人未満	80世帯	
100,000人以上～300,000人未満	100世帯	
300,000人以上	150世帯	

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が、1,000世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000人未満	15世帯	
5,000人以上～15,000人未満	20世帯	
15,000人以上～30,000人未満	25世帯	宇多津町
30,000人以上～50,000人未満	30世帯	
50,000人以上～100,000人未満	40世帯	
100,000人以上～300,000人未満	50世帯	
300,000人以上	75世帯	

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広域にわたり県下の全消失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を滅失した1世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 適用手続

(1) 町長は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、すでにとった措置及び今後の措置等を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

(2) 町長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ報告するものとする。

3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理

- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

4 救助の補助

上記により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

5 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第7節 被災者の救助保護計画

第1 避難計画

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の住居者に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。また、避難指示を発令する前段階において、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令するものとする。

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

区分実施責任者根拠法令災害の種類実施の基準内容等

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命や身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きを指示、必要があると認めるときは立退き先を指示。避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ緊急を要する場合、緊急安全確保措置を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき	
指示	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命や身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、又は町長から要求があったときで避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を町長ができないと認めるとき	避難のための立退きを指示し、必要があると認めるときは立退き先を指示、又は緊急安全確保措置を指示（町に通知）
	知事、その命を受けた県職員又は水	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	避難のための立退きの指示（水防管理者が指示する場合は、当該区域を

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
	防管理者				管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき	危害を受けるおそれのある者を避難させる(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき	危害を受けるおそれのある者を避難させる(防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難指示等の発令判断基準

(1) 大雨・洪水時の避難勧告等発令基準等

河川の氾濫等については、大東川、土器川の水位等を参考情報として町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大東川水位観測所(津の郷橋)の水位が、避難判断水位(3.1m)に到達したとき。 ●大東川水位観測所(津の郷橋)の水位が水防団待機水位(1.4m)(又は氾濫注意水位(2.6m))を越えた状態で、大東川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合。 ●土器川の祓川橋水位観測所において、避難判断水位(丸亀区域4.3m)に達し、洪水予報の氾濫警戒情報が発令され、引き続き水位上昇が見込まれている場合。 ●大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合。 ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。 <p>(参考)平成30年7月豪雨:3日間で355ミリの雨量を観測(宇多津町観測)</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大東川水位観測所(津の郷橋)の水位が、氾濫危険水位(3.45m)に到達したとき。 ●大東川水位観測所(津の郷橋)の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、大東川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過す

区分	判断基準
	<p>る場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土器川の祓川橋水位観測所において氾濫危険水位（丸亀区域 4.6m）に達した場合。 ●異常な漏水・侵食等が発見された場合。 ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が、避難判断水位（3.1m）を超えた状態で、避難勧告の発令が必要となるような降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。 <p>（参考）平成 30 年 7 月豪雨：3 日間で 355 ミリの雨量を観測（宇多津町観測）</p> <p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	<p>災害の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大東川において決壊や越流が発生した場合。 ●土器川で氾濫発生情報（洪水警報）が発令されたとき。
避難指示等の 解除	<p>解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。</p>
対象とする区 域（想定）	<p>当初は、沼の池地区、長縄手地区、中村地区、浦町地区、大門地区、田町地区、に発令する。</p>

(2) 土砂崩れ時の避難指示等発令基準等

土砂災害については、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1 km メッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報で実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予想されている場合。 <p>（参考）平成 30 年 7 月豪雨：3 日間で 355 ミリの雨量を観測（宇多津町観測）</p>
避難指示 【警戒レベル 4】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ●大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1 km メッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表

区分	判断基準
	<p>された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水流の変化等）が発見された場合。
避難指示 【警戒レベル 4】	<ul style="list-style-type: none"> ●当町に土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ●当町に土砂災害警戒情報が発表されているなかで、土砂災害警戒情報を捕捉する情報で、土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合。 ●山鳴り、流木の発生が確認された場合。 <p>（参考）平成30年7月豪雨：3日間で355ミリの雨量を観測（宇多津町観測）</p>
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	<p>災害の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害が発生した場合。
かがわ防災 webシステム・雨量観測局 (町周辺)	丸亀市丸亀、丸亀市綾歌、坂出市坂出
注意事項	<p>避難指示等の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <p>上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。</p>
避難指示等の 解除	<p>解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。</p>
対象とする区 域（想定）	当初は、青の山、聖通寺山、茶臼山、角ノ山山麓地区に発令する。

(3) 高潮時の避難指示発令基準等

（参考）警報発表基準 2.3m（坂出港）、平成16年台風16号最大潮位 2.46m（高松港観測）

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●強い勢力をもった台風が深夜から早朝に接近し、潮位の偏差が予想される場合。 ●高潮注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。 ●伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合。
避難指示 【警戒レベル 4】	<p>以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき。 ●高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌朝早朝までに警報に

区分	判断基準
避難指示（緊急） 【警戒レベル 4】	切り替える可能性が高い旨に言及される場合。 ●異常な越波・越流が発生したとき。 ●海岸堤防の倒壊が発生したとき。 ●水門等の故障など異常が確認された場合。 (参考) 平成16年台風16号最大潮位2.46m(高松港観測)
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	災害の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。 ●高潮による浸水を確認した場合。
かがわ防災 web システム・潮位 観測所	坂出港
避難指示等の解除	解除については、高潮警報の解除、今後の気象状況など総合的に判断して行う。但し、浸水被害が発生した場合は、住宅地での浸水が解消し、安全が確認された段階で解除するものとする。
対象とする区域 (想定)	当初は北浦地区、倉の前地区、新町地区に発令する

3 高齢者等避難

町は、避難指示を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令するものとする。

なお、深夜から早朝にかけて避難指示を発令する可能性がある場合など、避難行動に危険が伴われることが予想される場合は、判断基準に達していなくても発令するものとする。

4 緊急安全確保

- (1) 町は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を発令するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

5 避難指示の内容及び周知

- (1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難指示等の周知を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待機等の安全確保措置を指示するものとする。

ア 避難を必要とする理由

イ 避難の対象となる地域

- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所（位置）
 - エ 避難経路
 - オ 警戒レベル
 - カ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）
- (2) 町が避難指示等を発令する際は、広報車、緊急速報メール（エリアメール等）、防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、町フェイスブック等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。
- なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (3) 町は、必要に応じ避難指示等に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。
- ア 放送要請の理由
 - イ 放送事項
 - ウ 希望する放送日時及び送信系統
 - エ その他必要な事項
- (4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難指示等の情報を配信するものとする。
- (5) 町は、避難指示等の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 住民は、町が避難指示等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

6 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して町民の避難誘導を実施するものとする。また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

なお、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する
- (4) 避難経路は、ハザードマップ等を参考にしながら、災害の種類に応じて、周囲の状況等を的確に判断しながら、できるだけ安全な経路を選定する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に收容し、保護するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を收容するスペースを確保するよう努める。

- (2) 町は、指定避難所として町の学校、公民館等の既存建物を応急的に整備して使用する。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に收容すべき者を誘導し、保護する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (4) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び收容人員

ウ 開設期間の見込み

- (5) 指定避難所の開設期間

町は、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、指定避難所の開設期間を決定する。

8 指定避難所の運営

(1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。

また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、の生活環境や各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図るものとする。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 町は、県と協力しながら、速やかに飲料水、食料、毛布、医薬品（家庭薬）等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を調達する。

(4) 町は、避難者の協力を得ながら、負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者に留意しながら、避難者名簿を作成し、被災者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事などの支援物資を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、障がい者等への情報提供の確保にも留意する。また、指定避難所で生活せず食事などの支援物資を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員、福祉事業者等は、要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(5) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、町は指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (6) 指定避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置するものとする。
- (7) 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努めるものとする。
- (8) 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。
- (9) 指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (10) 指定避難所運営のため支出する費用は、指定避難所の設置・維持・管理のための人夫賃、消耗機材費、建物・器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

(11) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合は限度額内で県負担、その他の場合は町負担とする。

(12) 良好な生活環境の確保

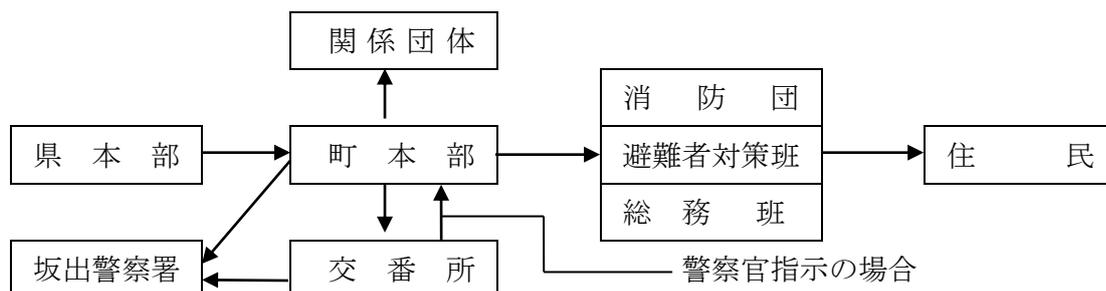
改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備に当たり平常時より必要な取組を推進する。

9 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

10 避難の周知徹底

避難指示者及び関係の各機関は、避難のための立ち退きを勧告・指示したとき、またはその指示等を承知したときは、その地域に居住する関係する各機関に、次の要領により通知連絡し、その周知徹底を図るものとする。



(1) 事前措置

町長は、避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所・避難所、避難経路等をあらかじめ町民に周知徹底させておくものとする。

(2) 指示等の周知徹底

町長は、避難の指示をしたとき、またはその通知を受けたときは、関係機関及び自主防災組織等と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。

(3) 防災行政無線（同報系）による周知

町長は、避難の指示をしたときは、広報車、町ホームページと併せ、防災行政無線を使い速やかに周知、伝達するものとする。

(4) 放送等による周知

町長は、避難の指示をしたときは、県知事を通じ関係放送機関にテレビ・ラジオ等による放送を要請するものとする。

1 1 避難の方法

(1) 避難の順序

担当地区消防団及び地区自主防災組織を中心として警察官の協力を得て行う。避難順位は概ね次のとおりとする。

病人・高齢者・小学生以下の児童、幼児・女性それ以外の男性、ただし青年男子は避難行為に助力することを原則とする。

(2) 移送の方法

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、町において車両等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町は県本部及び隣接市に避難者移送の要請をするものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を、必要に応じ最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。

1 2 被災者台帳ならびに罹災証明書、被災証明書

(1) 災害が発生したときは、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率

的な実施に努めるものとする。

- (2) 罹災証明書の発行は、1回とし、必要に応じて奥書証印のうえ交付するものとする。
- (3) 罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしており、町は、罹災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町との連携確保など、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めるものとする。
- (4) 建物等の被害がない場合でも、地域全体での被災がある場合は、被災証明書を発行する。
- (5) このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

1.3 町への被災者情報の提供

町は被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づき救助された被災者について県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供をうけるものとする。

1.4 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の県内の市町に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

1.5 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。

1.6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 被災者台帳（様式第6号）

- (2) 罹災証明書（様式第7号）
- (3) 避難所設置及び収容状況（様式第8号）
- (4) 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）
- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

様式第6号

被 災 者 台 帳

世帯主	住所	宇多津町		番 号		方		
	氏名			番地		アパート		
被災年月日		年		月		日		
住家（自家・借家）		全壊	全焼	流失	半壊	半焼	床（上・下）浸水	
非住家（自家・借家）		全壊	全焼	流失	半壊	半焼	床（上・下）浸水	
人的被害		死亡		人、重傷		人、軽傷		
被災場所								
被 災 者								
	氏名	年齢	続柄	性別	職 業	勤務先または 学校名(学年)	死亡	負傷名又は 要配慮者である 場合はその事由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
計								
備考								

様式第7号

表

第 号		罹 災 証 明 書			
世帯主住所					
氏 名		世帯人員 人			
被災状況	災害の原因	水害		震火災	その他
	被災年月日	年		月	日
	被災場所				
	被災状況 〔該当事項に○印を付すこと〕	住宅	〔 自家 〕 〔 借家 〕	全壊、半壊、全焼、半焼、流失、浸水	床上 床下
	生命	死亡、重傷、軽傷、行方不明		人	
世帯員	氏 名		続 柄	年 齢	備 考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
備 考					
上記のとおり被災したことを証明する。					
年 月 日					
宇多津町長				印	

様式第8号

避難所設置および収容状況

宇多津町

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品目	数量		
		月日～月日	人	人			円	

	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。
 3 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式第9号

救助の種目別物資受払状況

宇多津町

救助の種目別	年月日	品名	呼称・単位	摘要	受	払	残	備考
避難所用								

炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品、衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 4 医療救護班による場合には、医療救護班ごとに医療救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

第2 救出、救助計画

1 被災者の救出計画

被害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出して、その者を保護する措置をとるものとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 実施責任者

災害を被った者の救出救助は町長が行う。ただし、本町のみでは困難な場合は、県あるいは他の市町、その他関係機関に応援を要請するものとする。

災害救助法を適用した場合であっても、町長は知事の委任を受けてこれを行う。

町長は、救助を必要とする事態が発生したときは、県（危機管理課）並びに関係機関に連絡するとともに速やかに救出救助作業を実施するものとする。

(2) 対象者

災害が直接原因となって、現在生命が危険な状態であり、早急に救助しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者

災害が直接の原因となった被災者が、救出を要する状態にある場合を例示すると、概ね次のとおりである。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

(3) 救出の方法

被災者の救出は、災害対策班が行うが、消防団を主体とした消防班を新たに編制し、実施するものとする。

(4) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、期間延長をするものとする。（災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。）

(5) 救出のための費用

ア 借上費（船艇、その他救出に直接必要な機械、器具の借上費の実費）

イ 修繕費（救出に使用した機械、器具の修繕費の実費）

ウ 燃料費（機械、器具を使用するため必要な燃料費の実費）

(6) 経費の負担区分

ア 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・県負担

（知事があらかじめ定める限度額内、ただし特別基準を設定することもあり）

イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

(7) 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- ア 被災者救出状況記録簿（様式第10号）
- イ 被災者救出用関係支払証拠書類

様式第10号

被災者救出状況記録簿

宇多津町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支 出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕 費			
計										

- (注) 1 他市町におよんだ場合は、備考欄にその市町名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障個所を記入すること。

様式第11号

遺体処理台帳

宇多津町

処 理 年月日	遺体発 見の日 時およ び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一 時 保存料	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡 者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式第12号

埋 葬 台 帳

宇多津町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏 名	年 齢	死亡者との 関係	氏 名	(附属品 を含む)	埋 葬 または 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
~~~~~										
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式第13号

障 害 物 除 去 の 状 況

宇多津町

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した		実支出額	除去に要すべき	
		期	間		状 態 の 概 要	備 考
		月日	～ 月日	円		
~~~~~						
計	半 壊 (焼)	世帯				
	床 上 浸 水	世帯				

2 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

3 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

1 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

(1) 遺体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の情勢からみてすでに死亡していると推定される者に対して、遺体の搜索の措置をとるものとする。搜索にあたっては、必要な車両、その他機械を借り上げる等速やかに実施するものとする。

ア 搜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

イ 搜索の方法

消防団において、関係警察機関と連携をとり実施するものとする。ただし、被災その他の条件により、町のみにて実施できないときは、県本部に応援の要請をするものとする。

応援の要請にあたっては、次の次項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し、または漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持参物
- (ウ) 応援を求めたい人数または船艇機具等
- (エ) その他必要な事項

ウ 搜索の費用

- (ア) 借上料（船艇その他搜索に直接必要な機械、機具の借上費で実際に使用したものの実費）
- (イ) 修繕費（搜索に使用した機械、機具の修繕実費）
- (ウ) 燃料費（機械、機具を使用するために必要な燃料費及び照明用灯油代）

エ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、必要に応じ期間延長をするものとする。（災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にあらかじめ

協議する。)

(2) 遺体の処理

ア 遺体処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のための短時日に埋葬又は火葬できない場合等において、遺体を宇多津町火葬場に集めて埋火の処置をするまで保存する。

(ウ) 検案

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

イ 遺体処理の方法

遺体の処理は、現行の埋火葬の方法で実施するものとし、慣行料金の額以内で行うものとする。

ウ 処理に要する費用

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 別に定める一定額以内

(イ) 遺体の一時保存

a 既存建物利用、借上実費

b 既存建物を利用できないとき、1 体当たり 別に定める一定額以内

(ウ) 検案

避難者対策班に医療救護班を新たに編制し実施することを原則とするが、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、期間延長をするものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。)

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬の方法

遺体の埋葬は、現行の埋火葬の方法において実施するものとし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨等の役務提供を行うものとする。

なお、埋葬の実施にあたっては、次の点に留意すること。

(ア) 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けたのち仮埋葬する。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあつては、仮埋葬とする。

(ウ) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として

の取扱いによる。

イ 埋葬を行う場合の基準

(ア) 遺体の埋葬は、災害による社会混乱を来し、遺族等が遺体の埋葬を行うことができない場合に遺族に替わって行う。

(イ) 災害のため、次の理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

- a 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
- b 墓地または火葬場等が浸水または流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
- c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合
- d 埋葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

ウ 埋葬の費用

1 2歳以上1体当たり 別に定める一定額以内

1 2歳未満1体当たり //

(注) 埋葬にあたっての供花代、読経代、飲食代等は含まないものとする。

エ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、期間を延長するものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。)

(4) 経費の負担区分

- ア 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内)・・・県負担
- イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・町負担

(5) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 遺体捜索用関係支払証拠書類
- イ 遺体処理台帳(様式第11号)
- ウ 遺体処理費支払関係証拠書類
- エ 埋葬台帳(様式第12号)
- オ 埋葬費支払関係証拠書類

(6) 遺体の一時保存場所

学校、病院、コミュニティー分館その他のうちから適宜状況により選定する。

2 障害物の除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住家またはその周辺に運び込まれ、一時的に居住できない状態にあり、まず自らの資力でそれを除去することができない者に対し、必要最小限度の日常生活が可能ならしめるよう、障害物の除去の措置をとるものとする。

(1) 対象者

災害によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所（住居またはその周辺）に運び込まれ、日常生活に著しい支障を及ぼしており、それを除去すること以外に住居の方法のない場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

障害物の除去は、災害対策班において実施するものとし、現物給付をもって行い、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。

(3) 除去の世帯数

障害物の除去の世帯数は、町内の半壊または床上浸水した世帯数の15%以内とする。

(4) 除去の費用

1世帯あたり別に定める一定額以内（ロープ、スコップその他除去に必要な機械、機具等の借上費、輸送費及び人夫賃等）

(5) 経費の負担区分

- ア 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内)・・・県負担
- イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

(6) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて期間延長をするものとする。

(7) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

(8) 労力、資材、機材の調達及び協定

調達する労力、資材、機材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協定を行うものとする。

(9) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 障害物除去の状況（様式第13号）
- イ 障害物除去費支払関係証拠書類

3 貸付計画

災害弔慰金の支給ならびに援護資金の貸付計画及び「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」に基づく弔慰金の支給及び援護資金の貸付は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宇多津町条例第33号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年宇多津町規則第26号）により行うものとする。

第4 食料供給計画

1 実施責任者

被災者ならびに災害対策要員に対する食料の供給計画の樹立及び実施は、町長が行う。災害救助法を適用した場合であっても、炊き出し及び食品の供与は県知事の委任を受けて、町長が行う。

2 食料の調達

町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じ県に対して調達又はあっせんを要請する。

(1) 調達順序

ア 主食

一般主食については、米穀販売業者の手持量の立替引き渡しを受け、事後において町から県に応急食料を請求し、立替業者に返済する。

イ 乾パン

県備蓄の乾パンの引き渡しを受ける。

ウ 生パン

主食及び乾パンで、なお不足する場合は、近隣の製造業者に必要数量を連絡し、緊急に製造する。

エ 副食

町内の各青果物取扱業者から購入する。

オ 燃料

町内の各燃料取扱業者から購入する。

3 炊き出し場所及び能力

(1) 炊き出しの実施は、学校給食センターを利用するものとする。なお、炊き出し場所、能力は別に定める。

4 災害救助法による炊き出し、その他による食品給与計画

避難所に収容された者、あるいは住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が起こった場合には、被災者に対して応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け一時縁故先へ避難する者に対して必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊（焼）、流失・半壊（焼）、または床上浸水等であって炊事のできない者
（注）床下浸水であっても、炊事道具が流失または壊れあるいは土砂に埋まり炊事ができない者を含む。

ウ 旅行者、一般家庭の来訪客、汽車、汽船の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被害を受けて一時縁故先に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせない者

（注）救助作業に従事する者、例えば警察官、消防団員などに対する給食については、災害救助法による炊き出しではない。

(2) 食品の供給

ア 町長が炊き出し等を実施しようとするときは、直ちに災害用応急食料の配給を県知事に申請するものとする。なお、この場合、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 炊き出し供給

（注） 1 乳幼児のミルクは炊き出しに含む。

2 炊き出しを実施する代わりに米その他の現品または金銭は支給しない。

ウ 食品給与（一時縁故先に避難する者に、現物をもって3日以内の食料品を支給する。）

（注）食品給与の代わりに金銭は支給しない。

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、災害の状況が落ち着きを見せ、実施体制が整うなどの状況を勘案して行う。

イ 町は、学校給食センター、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。

ウ ボランティア等による炊き出しの申し出があった場合、現地班が関係機関と調整して随時実行する。

エ 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、町から要請があれば、次の措置を行う。

（ア）日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。

（イ）集団給食施設、給食業者に炊飯委託のあっせんを行う。

（ウ）調理不要な乾パン、乾燥米飯、生パン等を供給する。

（エ）プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

（オ）自衛隊に対して派遣要請を行う。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

(5) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、必要に応じ期間延長するものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にあらかじめ協議する。)

(6) 費用の基準

炊き出し、その他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費等とし、1人1日別に定める一定額以内とする。1日とは時間による1日でなく食数で計算する。

5 災害時における米穀等の応急配給実施要領

(1) 適用

この要領は災害救助法が発動された場合において適用される。

主要食料については、農林水産省食料産業局の定める「政府所有米穀の販売要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」により、県知事が措置するものである。

(2) 応急配給

ア 配給実施対象

- (ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要のある場合
- (イ) 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- (ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

イ 配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、消費者が実情等によって乾パン及び麦製品とする。

ウ 配給基準量

被災者	1人食当たり精米換算	別に定める一定量以内
災害対策要員	1人食当たり精米換算	別に定める一定量以内

6 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・・・・県負担
(知事があらかじめ定める限度額内)
- (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

7 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 炊き出し給与状況(様式第14号)

- (2) 食料現品給与簿（様式第15号）
- (3) 炊き出し用物品借用簿（様式第16号）
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

様式第14号

炊き出し給与状況

宇多津町

炊き出し場の名称	月 日			月 日			5日間小計			6日以降 小 計			合計	実支 出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			



計															

(注)「備考」欄には、給食内容を記入すること。

様式第15号

食 料 現 品 給 与 簿

宇多津町

給 与 年月日	給与 人数	食数	給与物品内訳					受 領 者					備考
			米	乾 パ ン	か ん 詰			住 所	世帯主 氏 名	家族 数	受領 印	避難先 市町名	
										人			
計													

様式第16号

炊 き 出 し 用 物 品 借 用 簿

宇多津町

品 名	数 量	期 間	金 額	所 有 者 (管理者)氏名	使用避難所 の 名 称	備 考
			円			

(注)「期間」欄は、「〇月〇日から〇月〇日までの〇日間」と記入すること。

第5 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。

1 給水の確保等

- (1) 町は、必要に応じ備蓄している飲料水（耐震性防火水槽（飲料水兼用 100 m³型）を含む。）を放出するとともに、飲料水の調達に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した飲料水保有者から緊急調達を実施する。
- (2) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 町は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (2) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、市町への水道水の供給を継続する。
 - ② 配水施設が被災した場合は、配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、町と協議のうえ、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。この場合、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等と連絡をとりあい、必要な被災者等への円滑な供給を実施するとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得るよう努める。
 - ④ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。
 - ⑤ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑥ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難な時は、県または（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。

(3) 県は香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。

② 広域かつ大規模な断水により、香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があった場合には、必要に応じて他の県や自衛隊に応援給水を要請する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

様式第17号

飲料水の供給簿

宇多津町

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
					円	月日	円		円	円	
計											

(注) 1 給水用機械、器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ、「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

第6 物資供給計画

1 実施責任者

被災者に対する衣類、生活必需品その他物資供給計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、災害救助法を適用した場合の被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、県知事が行うが、災害の状況に応じ、知事の職務の一部を町長に委任して行う。

2 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱等により、これらの家財を直ちに入手することができない者に対して、一時の急場をしのご程度の物資を給与または貸与し、応急的な保護の措置をとるものとする。

3 対象者

(1) 災害により住家の被害を受けた者

住家の被害の程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状況となったものを含む。）であって、床下浸水または非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を、喪失またはき損した者

(3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

4 給与または貸与の方法

給与または貸与は、避難者対策班で実施するものとし、衣料、生活必需品その他物資の給与または貸与は、冬季、夏季それぞれについて世帯構成員被害状況に基づいた救助物資購入配分計画表により、被害別ならびに世帯の構成員数に応じ、給与または貸与するものとする。

(1) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

ア 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ 外衣	洋服、作業着、子供服等
ウ 肌着	シャツ、パンツ等の下着
エ 身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
オ 炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
カ 食器	茶碗、皿、はし等
キ 日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
ク 光熱材料	マッチ、プロパンガス等

(2) 町は、避難所の収容人員を確実に把握した上で配給品目、数量等を決定して配分計画を作成

し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。

- (3) 町は、物資の配分にあたっては、事前に地域住民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。
- (4) 町は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。
- (5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

5 給与または貸与のための費用

給与または貸与のため支出できる費用は、別の定める一定額である。

6 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・・・・県負担
(知事があらかじめ定める限度額内)
- (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

7 給与または貸与の期間

最終的に物資が、被災者の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から10日以内とする。
ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて期間延長するものとする。

8 調達物資集積場所

物資（被服、寝具等）及び生活必需品の確保及び購入は、町及び県において行う。集積場所については、公共施設、広場等あらかじめ指定しておくものとする。

物資の集積を行う拠点施設は、町及び県があらかじめ指定した場所とする。

9 物資の輸送

通常の陸上輸送は、町有各車両を動員し、なお不足する場合は民間輸送業者の貨物自動車によるものとする。

10 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 物資購入（配分）計画表（様式第18号）
- (2) 物資の供給状況（世帯主の受領印を要する。）（様式第19号）
- (3) 物資購入関係支払証拠書類

様式第18号

物資購入（配分）計画表

宇多津町

世帯 区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計	備考			
	(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円						円		
	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額			数 量	世 帯 数	所 要 額
品名																	



計																	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床下浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目ごとの「備考」欄に、県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

様式第19号

物資の供給状況

宇多津町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与 月額	物資供給の品名					実支 出額	備考
				布団	毛布	作業衣	なべ	〇〇		
		人	月日						円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。
 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）、流出または半壊（焼）、床下浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

第7 医療救護計画

災害のための医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、町は関係機関と連携して必要な医療救護活動を行うものとする。

1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

2 実施体制

(1) 医療救護班

ア 町長は、医療救護が必要と認めたときは、避難者対策班に新たに医療救護班を編制し、坂出市医師会、綾歌郡歯科医師会、坂出市薬剤師会に医師等の派遣等を要請するものとする。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。また、災害時の医療救護活動に関する協定に基づく要請を行うものとする。

医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって編制することを原則とする。

イ 本町が編制した医療救護班のみで十分でない認められるときは、県に災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請する。

(2) 応急救護所の設置

医療救護班はまずは宇多津町保健センターに応急救護所を設置し、各指定避難所における負傷者等の状況により、指定避難所に応急救護所を追加設置するか決定する。

指定避難所	所在地	電話番号
宇多津小学校	宇多津町815	(0877) 49-1820
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁115	(0877) 49-2000
宇多津中学校	宇多津町3302	(0877) 49-0818
保健センター	宇多津町1881	(0877) 49-8008
デュアル・スポーツセンター	宇多津町3390-1	(0877) 49-8007

(3) 救護病院の医療救護

町長は、坂出市医師会に以下の救護病院等がする医療救護の実施について要請する。
なお、以下の★印の救護病院は、広域救護病院にも指定されている。

医療取扱機関名	所在地	電話番号
回生病院 ★	坂出市室町3丁目5-28	(0877) 46-1011
坂出市立病院 ★	坂出市寿町3丁目1-2	(0877) 46-5131
聖マルチン病院 ★	坂出市谷町1丁目4-13	(0877) 46-5195
宇多津病院	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56-7777

3 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(1) 設置及び組織

医療救護班は医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。

(2) 担当業務

ア トリアージ

イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

ウ 救護病院等への患者搬送の支援

エ 死亡の確認及び死体の検案

オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

カ その他必要な事項

(3) 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

ア 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。

イ 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

(ア) テント

4方幕付鉄骨テント 6坪用 (19.8㎡)

(イ) 救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

(ウ) ベッド等

折りたたみベッド、担架、発電機（2kw 照明用）、病衣、雑備品

(エ) 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

4 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(1) 設置及び組織

ア 町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

イ 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

ウ 町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(2) 担当業務

ア トリアージ

イ 重症患者の応急処置

ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

エ 広域救護病院等への患者搬送

オ 助産活動

カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

ク その他必要な事項

(3) 運営

ア 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

イ 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

6 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- ア 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- イ 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
- ウ 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- エ 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- ア 人力による方法
- イ 車両による方法
- ウ フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- エ ヘリコプター等航空機による方法

(3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

7 医療、助産の期間

- (1) 医療・・・災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産・・・分娩した日から7日以内とする。

8 医療、救護資機材の確保等

(1) 医薬品及び救護資機材の確保

- ア 応急救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を備蓄する。
- イ 応急救護所等から医薬品等の供給要請があった場合は、中讃保健福祉事務所に対し、県が

備蓄している災害時用備蓄医薬品等を供給するよう要請する。それでも医薬品等の不足が生じたときは、県に調達またはあつせんを要請するものとする。

9 医療、助産のための費用

(1) 医療に要する費用は、次のとおりとする。

- ア 医療救護班による場合・・・使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 病院または診療所による場合・・・国民健康保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合・・・当該地域における協定料金の額以内

(2) 助産に要する費用は、次のとおりとする。

- ア 医療救護班による場合・・・使用した衛生材料等の実費
- イ 助産師による場合・・・当該地域における慣行料金の2割以内の額

10 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合(県規則で定める限度額内)・・・県負担
- (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

11 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班活動状況(様式第20号)
- (2) 病院、診療所医療実施状況(様式第21号)
- (3) 医療品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (4) 助産台帳(様式第22号)
- (5) 助産関係支払証拠書類

12 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

13 その他

- (1) 町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

医 療 取 扱 機 関 名

医療取扱機関名	所在地	電話番号
宇多津病院	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56-7777
くわはら医院	宇多津町浜八番丁112-2	(0877) 49-3200
富士クリニック	宇多津町浜五番丁53-1	(0877) 49-7576
松山医院	宇多津町2034-1	(0877) 49-0706
井上胃腸科肛門科クリニック	宇多津町大字東分49-7	(0877) 49-1700
いけうち小児科医院	宇多津町浜六番丁92-7	(0877) 49-2100
松浦こどもメンタルクリニック	宇多津町浜六番丁78-12	(0877) 56-7358
やましろクリニック	宇多津町浜九番丁142-6	(0877) 41-1028
はしもとレディースクリニック	宇多津町浜九番丁141-1	(0877) 35-8600
千羽眼科医院	宇多津町浜八番丁133-4	(0877) 49-7890
尾崎歯科医院	宇多津町954-3	(0877) 49-3111
さかい歯科医院	宇多津町浜九番丁142-8	(0877) 41-0333
じょう歯科医院	宇多津町1831	(0877) 49-6480
竹内歯科医院	宇多津町浜四番丁46-6	(0877) 49-6666
森田歯科医院	宇多津町大字東分230-3	(0877) 49-6549
ごうだおとなこども歯科	宇多津町浜六番丁82-3	(0877) 41-1711
ごうだらいおん歯科	宇多津町浜二番丁16 (イオンタウン宇多津内)	(0877) 56-7766

様式第20号

医療救護班活動状況

〇〇医療救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市 町 名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備 考
	宇多津町	人		人	円	
~~~~~						
計						

様式第21号

病院診療所 医療実施状況

宇多津町

診 療 機 関 名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備考
				入院	通院	入 院 点	通 院 点		
~~~~~									
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は、当該欄に○印を記入すること。

助 産 台 帳

宇多津町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日	円	
~~~~~					
~~~~~					
計					

第 8 防疫計画

災害時において被災地に発生する感染症の予防を図るため、次のとおり防疫活動を行うものとする。

1 防疫対策

避難者対策班に新たに防疫班を編制し、中讃保健福祉事務所の指導を受け、必要に応じ直ちに出勤するものとする。

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以降、「感染症法」という。）に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。

- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、被災地において感染症の発生拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 防疫業務の実施方法

防疫業務区分	実 施 方 法
消毒方法、そ族昆虫駆除の実施及び指導	被災直後に被災地区を対象として行い、実施状況について詳細に中讃保健福祉事務所に報告する。
疫 学 調 査	避難所等における感染症の発生予防、感染症のまん延防止のため、疫学調査を行う。
水 質 検 査、細 菌 検 査	必要に応じて随時行う。
臨時の隔離病舎の設置	必要と認めた場合は、関係機関と協議して設置する。

3 防疫活動

- (1) 感染症発生に伴う防疫活動は、中讃保健福祉事務所の指導を受け、町本部防疫班が実施するものとする。
- (2) 防疫活動は、地元自治会に協力を要請して実施する。

4 薬品等の資材の補給

中讃保健福祉事務所に常備のものを使用し、不足のおそれがある場合は、他の市町又は県に応援を要請する。

5 保健衛生対策

(1) 健康相談等

町は、中讃保健福祉事務所等と連携して、避難者等を巡回し、避難者（被災者）の健康状態を調査すると共に、特に高齢者などの要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

(2) 精神保健相談等

町は、中讃保健福祉事務所等、医療機関等と密接な連携を図りながら、被災者等の精神的ダ

メージに対する心理的ケアのため精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・診療等を行う。

ア 町は、県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

(ア) 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者

(イ) 子ども、妊産婦、障がい者、難病者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

(ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

(エ) ボランティア等、救護活動に従事している者

(オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPA T）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

ウ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPA T）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、町保健センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

(ア) 乳幼児、妊産婦、障がい者、難病者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導

(イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

(ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導

(エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

(オ) その他必要な栄養相談・指導

イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

6 食品衛生対策

県は、町及び(一社)香川県食品衛生協会の協力を得て、次の業務を行う。

(1) 食品関係営業施設の被害状況を把握するとともに、食品の衛生的取扱い、施設・設備の監視指導を行う。

(2) 炊き出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設等について、重点的に監視指導を行うとともに、

食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。

(3) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、原因を究明する。

第9 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとする。

1 処理の基本方針

災害が発生したときは、被害の状況を的確に把握するとともに、迅速に応急対策を講じる必要があるが、災害発生後の時間の経過とともに廃棄物対策の重点は変化するため、概ね次の順序により実施するものとする。

(1) 道路上の廃棄物の除去

(2) 避難所における仮設トイレの設置やし尿の処理

(3) 生活ごみ等の処理

(4) がれきの処理

また、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、廃棄物の分別整理を行うとともに、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電も視野に入れて、極力リサイクルや適正処理を実施するものとする。

2 処理体制

(1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について、把握し、廃棄物の処理を適正に行う。

(2) 町は、廃棄物処理について県から必要な指導、助言を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。県は、町から要請があったときまたは被害状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。

(3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

3 処理方法

(1) ごみ処理

<町>

ア 災害の実情に応じて避難者対策班に新たに清掃係を編成し、ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を別に定める応急処理計画に基づき、住民、自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得て、応急処理に努めるものとする。

清掃係の編制については、1係あたり次の基準とする。

- (ア) 人 員 5人程度
- (イ) 運搬車両 ダンプ、トラック1台
- (ウ) 器 材 スコップ、その他必要器具

ごみ収集車の現状

種 別	積 載 量 (t)	台数 (台)
ト ラ ッ ク	2. 0	4
パ ッ カ ー 車	2. 0	7

ごみ焼却設備の現状

不燃物については、番の州エコサービス（株）の所定の場所で埋立処分を行う。

可燃物については、角山環境センターで焼却を行う。

イ 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民及び自主防災組織等に周知する。

ウ 自主防災組織等に対し、仮置場の設置、ごみ分別整理及び仮置場から町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。

エ 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。

オ 緊急な応急措置のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場及び処分場に運搬する。

カ 消毒用あるいは防臭用及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。

キ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

ク フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

ケ 収集したごみは、原則として焼却処分とし、不燃性または焼却できないものは埋立処分する。

<住民>

- ア 自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出する。
- イ ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

<自主防災組織等>

- ア 町が地域ごとに選定したごみの仮置場を住民に周知する。
- イ 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理に協力する。
- ウ ごみの仮置場から仮収集場への搬出に協力する。

(2) し尿処理

<町>

- ア 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について住民に周知する。
- イ 住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達方法を確保しておくものとする。また併せて、下水道を利用した簡易トイレの確保にも努めるものとする。
- ウ し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレの使用、もしくは必要に応じて、素掘での処理を指導するとともに、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。
- エ し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- オ 収集したし尿は、し尿処理施設または終末処理場のある下水道に搬入し、処理する。

<住民>

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて素掘での処理を行う。

<自主防災組織等>

自主防災組織等は、仮設トイレ、素掘の維持管理、消毒に協力する。

(3) 災害廃棄物処理

- ア 災害廃棄物の発生量の把握に努め、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- エ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づ

き、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

し尿収集車の現状

種 別	積 載 量 (kg)	台数 (台)
し 尿 収 集 車	1, 8 0 0	2

4 廃棄物処理施設の復旧

(1) 町及び坂出、宇多津広域行政事務組合

- ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。
- イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施については、工事業者に協力を要請する。
- ウ 一般廃棄物処理施設の破損等により処理を中止する場合、または処理の中止の必要性が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、住民、県及び関係機関に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、住民、県及び関係機関に情報の提供を行う。

(2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の設置者は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

第10 住宅応急対策計画

県は、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に給与するために、応急仮設住宅の設置ならびに民間賃貸住宅の借上げを行うものとする。

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県は住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。

なお、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡(9坪)とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障がい者等、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、

障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

5 応急仮設住宅以外の収容施設

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できる公民館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に、県の協力依頼により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川本部から県へ報告され、県から町へ情報提供のあった会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

8 野外収容施設

応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティー分館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

9 労務の調達

技術及び労働力の調達計画を策定するものとする。

10 住宅復旧計画

(1) 自力復旧

自力で復旧する者に対しては、必要資材の斡旋に努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融支援機構の災害特別貸付を使用するよう被災者を指導する。

(2) 公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第8条の第2種公営住宅を建設する。

(3) 被災者生活再建支援法による支援金の活用

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用を助言する。

1 1 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

(1) 応急仮設住宅（入居）申込者名簿（様式第23号）

(2) 応急仮設住宅台帳（様式第24号）

(3) 住宅応急修理記録簿（様式第25号）

(4) 応急仮設用敷地貸借契約書

(5) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

(6) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類

（注）直営工場の場合は、この他工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿を整理しておくものとする。

様式第23号

応急仮設住宅（入居）申込者名簿										
被災者 名簿 番号	氏名	年齢	職業	現住所	家族 数	世帯 月収	入居希望 住宅 所在地名	敷地 区分	調査者	町長決定

様式第24号

応急仮設住宅台帳

宇多津町

応急仮 設住宅 番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設した所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

宇多津町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
~~~~~				
計 世帯				

法による救助の種類及び内容 【災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度】(平成12年3月31日香川県告示第283号)(R元.11.29改定)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる  2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当り 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内  （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検 査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 15,400円以内 土木技術者、建築技術者 16,500円以内 大工 21,200円以内 左官 22,000円以内 とび職 21,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

## 第11 災害救助法による障害物除去計画

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所へ運びこまれ、それを除去すること以外に居住の方法がない状態にあり、かつ自らの資力をもっては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

### 1 障害物の除去

- (1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。ただし、除去に係る経費の現金での支給は、行わない。
- (2) 県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

## 第8節 災害対策要員の動員計画

### 第1 隣保相互、民間団体活用計画

#### 1 奉仕団の種別

災害対策の実施に奉仕する奉仕団には、おおむね次の団体がある。

- (1) 宇多津町婦人会

#### 2 奉仕団の可動人員

名 称	組織数	可 動 人 員
婦人会	1	437人

#### 3 動 員

災害応急対策実施のため、奉仕団による奉仕の必要があるときは、町長は奉仕団の奉仕を要請するものとする。

#### 4 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

- (1) 炊き出し、その他災害救助の実施
- (2) 清掃、防疫の実施
- (3) 災害対応物資の輸送及び配分
- (4) 上記作業に類した作業の実施
- (5) 軽易な事務の補助

#### 5 その他

奉仕団の奉仕を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておくものとする。

- (1) 奉仕団の名称及び人員
- (2) 奉仕した作業の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

### 第2 労務供給計画

災害の応急対策の実施が、町本部の動員及び奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、また、特殊な作業のため、技術的な労務が必要なときにおいて、労務者を雇い上げるものとする。

## 1 供給方法

災害対策本部の供給要請により当該管轄の公共職業安定所の紹介により、日雇求職登録者の中より供給する。

(注) 供給人員は、公共職業安定所登録中より病弱者、高齢者を除き、災害等の場合出動して軽易な作業以上に従事できる範囲の体力を有する者であること。また、労務者需要に応じて当該地域の公共職業安定所の適格労務者により供給するが、不足を生じた場合は他の公共職業安定所管内の適格労務者をもって充当するものとする。

## 2 給与の支払い

賃金は日払いとし、賃金等の給与額はその時における地域の慣行料金以内（職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこれによる。

## 3 災害救助法に基づく人夫賃の基準

災害による人夫賃のうち、災害救助法による災害実施のための人夫賃の基準は、次によるものとする。

(1) 応急救助のための人夫賃として支出する範囲は、原則として次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理輸送配分

(2) 応急救助のため支出する人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための人夫の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 4 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

臨時雇上人夫勤務状況表（様式第26号）

様式第26号

臨時雇上人夫勤務状況表

宇多津町

住 所	氏 名	年 齢	単 価	○ 月 分			基本賃金		割増賃金		計	備 考
				日	日	日 数	日 数	金 額	時 間	金 額		
				日	日							
			円					円		円		
計	人			人	人							

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

宇多津町危機管理課長

印

- (注) 1 救助種目ごとに別冊または別項とすること。  
 2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。  
 3 必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差し支えないこと。  
 4 適当な個所に勤務証明の奥書をしておくこと。

## 5 災害救助法第7条の規定による実費弁償の程度

(1) 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木、建築工事または輸送関係者を救助に関する業務に従事させるものとする。

(2) (1)による実費弁償の程度は、次のとおりとする。

ア 災害救助法施行令第4条第1項から第4項まで

(ア) 日当

○ 医師及び歯科医師	1人1日当たり	別に定める一定額以内
○ 薬剤師	1人1日当たり	〃 以内
○ 保健師、助産師及び看護師	1人1日当たり	〃 以内
○ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	〃 以内
○ 大工、左官及びトビ職	1人1日当たり	〃 以内

(イ) 時間外勤務手当及び旅費

(ア)に掲げる職種の日当額を基礎とし、町の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

イ 災害救助法施行令第4条第5項から第10項までに規定する業者のその地域における慣行料金による。

## 第9節 広域応援計画・広域避難受入計画

災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

### 1 町の応援要請等

#### (1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。（災害対策基本法第67条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

##### ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要な事項

##### イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他必要な事項

#### (2) 県に対する応援要請等

ア 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。（災害対策基本法第68条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

(ア) 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

(イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第2項(職員派遣のあつせん要求))

(ア) 職員派遣のあつせんの要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣のあつせんに要請する理由
- b 派遣のあつせんに要請する職員の職種別人員数
- c 派遣のあつせんに必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

ウ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

エ 県は、町が被災によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって実施する。

(3) 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項(職員の派遣

の要請))

#### ア 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

#### (4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

## 2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

#### (1) 消防相互応援協定

- ア 香川県消防相互応援協定（昭和 61 年 12 月 1 日 5 市長 38 町長 6 組合管理者締結）  
※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結
- イ 広域市町村圏消防相互応援協定
- ウ 香川県防災ヘリコプター応援協定（平成 6 年 4 月 1 日 5 市 3 8 町 6 広域消防組合）  
※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結

## 3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条に基づき行う。

#### (1) 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町を管轄する消防本部（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

#### (2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

#### ア 被害状況

- イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室		宿直室（夜間休日）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	<u>200-048-500-90-</u>	<u>200-048-500-90-</u>	<u>200-048-500-90-</u>	<u>200-048-500-90-</u>
※	<u>49013</u>	<u>49033</u>	<u>49101</u>	<u>49036</u>
メール	<u>fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp（応急対策室、宿直室共）</u>			

※：全ての県防災行政無線電話よりかけられます。

#### 4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

#### 5 応援受入体制の確保

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設も設置する。

#### 6 各関係機関等との協力

町、県等は、災害発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備

する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については、その都度あるいは事前に相互協議し定める。

## 第10節 自衛隊派遣要請計画

災害に際して必要な応急対策を実施するために、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく、自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定めるものとする。

### 1 実施責任者

町長は自衛隊の派遣を必要とするときは、県知事にその旨申し出て、県知事から文書をもって自衛隊に要請する。しかし、人命に関して急を要するため、正式な手続きをとる暇がないときは、町長は口頭または電話で知事に派遣を要請する。この場合、事後において速やかに知事に対して必要な手続きを行うものとする。

### 2 災害派遣要請基準

天災地変その他の災害に際して、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、町本部において不可能または困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に、自衛隊の派遣を要請するものとする。

### 3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を早めに提供するものとする。
- (2) 町長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、別紙様式第27号により県知事（危機管理課）に提出するものとする。ただし、事態が急迫し、文書で行う暇がないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (3) 町長は、天災地変その他の災害に際し、特に緊急を要し、かつ、(2)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通報するものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

### 4 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、

自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

## 5 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる業務を行う。

### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

### (2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

### (5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

## 6 自衛隊受入れの場合の町長の留意点

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

(1) 自衛隊の宿泊施設または野営施設の準備をしておくこと。

(2) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置で行うものであって、本格的な復旧工事は行わないこと。

(3) 自衛隊に依頼するのみで、町民が傍観したりすることのないよう積極的に協力すること。

(4) 派遣要請をした現地には、必ず責任者を立ち合せ、作業に支障をきたすことのないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

(5) 応急復旧に必要な機材等については、町が準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

(6) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(7) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効率的に作業が分担できるよう配慮する。

(8) 集積地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等、必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

## 7 撤収要請要領

町長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、またはその任務が終わったときは、その旨県知事（危機管理課）に対し、別紙様式第 28 号により自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

派遣要請書

年 月 日

香川県知事 殿

宇多津町長

自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣方お願いします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 時から  
年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動の内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿 舎
- (2) 食 料
- (3) 資 料

撤 収 要 請 書

年 月 日

香川県知事

殿

宇 多 津 町 長

災害派遣部隊の撤収について（報告）

さきに申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。

記

撤収年月日

年 月 日 時

## 第 1 1 節 輸送交通計画

### 第 1 輸送計画

被災者の避難及び災害応急対策ならびに救助活動に従事する者の、移送あるいは災害応急用資材、器材等の確保を期するため、車両等を確保し、これを有効適切に利用させ各作業の万全を期すものとする。

#### 1 災害輸送の種別

自動車、鉄軌道等を輸送交通機関とする。

#### 2 輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次によるものとする。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共団体及び公共的団体の車両等
- (3) その他自家用車両等
- (4) 町本部における自動車

ア 各班は、自動車輸送力を必要とするときは、総務班に次の輸送条件を明示して申請するものとする。

- (ア) 輸送区間及び期間
- (イ) 輸送品名及び輸送量または車両の台数
- (ウ) 駐車場所及び日時
- (エ) その他の条件

イ 総務班長は、前記申請があったときは、班の車両等所有状況を考慮して、使用車両等を決定する。

#### 自 動 車 の 保 有 状 況

車 種	乗用車	マイクロ バス	普 通 貨 物	小型 貨物	特 殊 用途車	特 殊 自動車	軽 自 動 車	原 付 自転車	計
台 数	7	2	4		10	0	18		41

#### (5) 鉄道、軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他府県等遠隔地において、物資、資材等を確保したときで、JR鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行うものとする。

なお、車両の増車、臨時列車の増発などを必要とするときは、県知事（危機管理課）にその旨要請するものとする。

### 3 輸送の応援

町本部において自動車の確保ができず、あるいは道路の被災等による一般輸送の方法が不可能なため等により、輸送の円滑が期されないときは、県本部に応援を要請する。

ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市本部に直接応援を要請するものとする。前記要請にあたっては、輸送条件を明示して行うものとする。

### 4 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね80パーセント以内）で、町本部が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手借上げのときは賃金）程度の費用とする。

### 5 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 輸送記録簿（様式第29号）

輸 送 記 録 簿

宇多津町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料 費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有 者 氏名						
					円					円	円		
~~~~~													
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（または救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県または市町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費または車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。

第2 障害物除去計画

1 除去した障害物の集積場所

山くずれ等の災害により、土砂・立木類の障害物が道路等の交通路を遮断するおそれのある場所は、平素より充分調査しておくものとし、これらの除去集積所については地理的な関係も考慮し、その都度決定の上指示する。

2 協力要請

道路管理者所有機械器具及び人員不足の補充、障害物の種類及び規模により道路管理者が所有する機械器具及び人員が不足する場合は、自衛隊の派遣及び地元民（消防団）の協力を得るとともに建設業者または機械保有者による応急復旧工事をするものとする。

3 建設業者による応急工事

路側決遺等に因る混雑も予想されるので、あらかじめ坂出警察署と連絡、協議し特に危険性の予想される個所については、路線を選定する等、必要な措置を講じておくものとする。

第3 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に災害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、または災害時における交通確保のため必要があると認められたときは、通行の禁止、制限及び迂回路線の設定、または制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を確保する等交通対策に遺漏のないように努めるものとする。

1 規制の種別

- (1) 道路管理者の規制 道路法第46条に基づく規制
- (2) 警察機関の規制 道路交通法第4条に基づく規制
- (3) 公安委員会の規制 災害対策基本法第76条に基づく規制

2 規制の実施

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮し、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。

警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはおそれがある場合。
-----	----------------------	--

3 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害ならびに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官または町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者またはその地域を所管する警察官に、速やかに通報するものとする。

4 規制実施の要領

災害対策班は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、その道路施設の管理が町長以外の場合は、その管理者に通報し、管理者が規制をする暇のない場合は、直ちに警察署長に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、または避難の指示をし、または警戒区域を設定し、立入りを制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

この場合でき得る限り速やかに道路管理者または警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとする。

5 規制の標識

規制を行った実施者は、次の標識を総務省令、国土交通省令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたるものとする。

標識の様式は、次のとおりである。

(1) 規制標識

道路法第45条（道路標識等の設置等）によるもの。

道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの。

災害対策基本法施行規則第1条の2（通行の禁止または制限についての標識の様式等）によるもの。

(2) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の対象

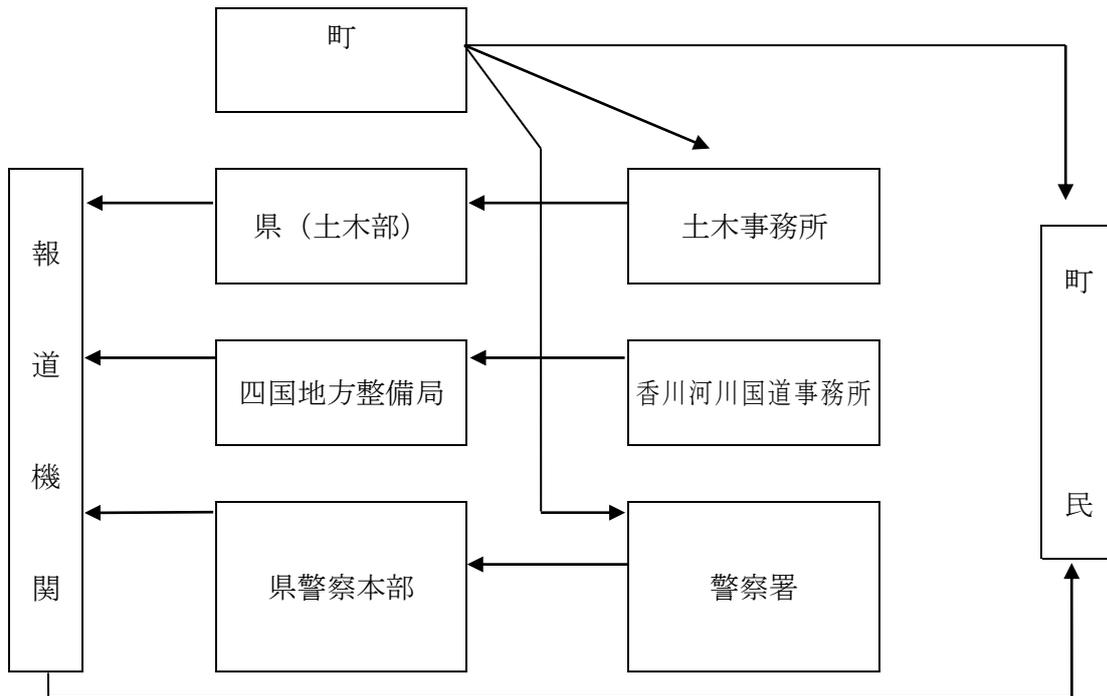
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由

この場合、通行の禁止または通行の制限にかかる規制については、適当なまわり道を明示し、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

6 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告または通知するものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ 迂回路、その他の状況

7 海上交通の確保

町は、県が行う港湾等の被害情報、航路等の異常の有無等、海上交通の確保に必要な情報の収集に協力する。

第4 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための移送または輸送の基準は、次によるものとする。

1 輸送費の基準

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送または輸送とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

2 輸送費用

応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 輸送費の認められる期間

応急救助のための移送または輸送が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第12節 農水産関係応急対策計画

1 水稲病害虫防除対策

- (1) 台風等により浸冠水した場合発生する病害虫は、いもち病、白葉枯病、アワヨトウ、倒伏した場合は、紋枯病、ニカメイチュウ、ウンカ類が主体となるが、これらの防除に対しては、普及指導員、農協技術職員等と緊密な連携をとりつつ、防除指導の徹底を期するものとする。
- (2) 農薬の確保
県内農業協同組合及び県内農薬卸売業者において、自主的に異常発生に備えて常時農薬を確保するようにし、その活用を図る。
- (3) 防除機具の整備
農協及び農業生産組織等で保有している防除機具の効果的な活用を図るよう指導するとともに、必要に応じて緊急に機具の購入と県有機具を集中使用し、防除にあたるものとする。
- (4) 集団防除の実施
災害地域が広大で、かつ突発的に発生する病害虫については、必要に応じて共同一斉防除を行うものとする。

2 災害用種子（稲）の確保

災害発生時における再播種用及び翌年における再生産用種子を確保するため、町、農業協同組合等は、必要な種子（稲）を確保する。

3 果樹対策

- (1) 倒伏樹は起こし、根際を十分かため、支柱を立て、枝葉の剪定を行う。
- (2) 折損枝は、切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
- (3) 殺菌剤の散布を行い、病害の発生、まん延を防ぐ。
- (4) 災害の実情に適應する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
- (5) 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。

4 野菜対策

- (1) 軽い中耕を行い、地面の膨軟化を図る。
- (2) ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護に努める。
- (3) 半倒壊したハウスについて、応急処理、補強を行い、その1作について充分収穫を上げ得るよう措置する。
- (4) 排水と保温に努め、植物の生長育成を図る。
- (5) その他果樹に準じる。

5 特用作物対策

果樹、野菜に準じる。

6 水産物に対する応急措置

(1) 町は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。

ア 宇多津漁業協同組合

イ 海上保安署

ウ 警察署

(2) 町は、宇多津漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

(3) 町及び宇多津漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。

(4) 町は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し、調達を要請するものとする。

7 農業用施設等に対する応急措置

(1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。

(2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) 県、町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。

(4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

(5) ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し必要に応じ町民に避難の指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧を実施する。

第13節 文教応急対策計画

災害により教育施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、教育施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、町教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校等の管理に必要な体制を確立する。
- (2) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (3) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。

3 応急教育の実施

町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・

通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

ア 教科書

毎年度使用教科書に基づき教科書発行会社に対して緊急に調達手配する。

イ 災害救助法の適用があった場合の学用品の配給

(ア) 被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を現物配給する。

(イ) 学用品の配給のため、支出できる費用は次の額の範囲内とする。

ウ 学用品の配給を実施できる期間は、災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とする。

(3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速や

かに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努めるものとする。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊き出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意するものとする。

エ 物資確保については、県及び共同調理場運営委員会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努めるものとする。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来所者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

(2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

(3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町教育委員会学校教育課を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

教育委員会生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害

状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

8 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第 30 号）
- (2) 学用品の給与状況（様式第 31 号）

学用品購入（配分）計画表

宇多津町

小中学 区分 単価 品名	小学生						中学生						合計		備考
	全壊流失分			半壊 床上浸水分			全壊流失分			半壊 床上浸水分					
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量	金額	
	円		円		円		円		円		円		円		
計															

(注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については、別途適宜作成するものであること。

2 都道府県調達分があるときは、その旨を品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

様式第31号

学用品の給与状況

宇多津町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

(注) 1 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第14節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

1 町民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

第15節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

3 ため池施設

ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し必要に応じ町民に避難の指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧を実施する。

3 港湾、漁港施設

管理者は、宇多津港及び北浦漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山施設

町及び県は、治山施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

9 医療機関、社会福祉施設等公共施設

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

10 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

11 海域関連施設

県は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収・処理できるよう町、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

第16節 ライフライン等応急対策計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込み等を周知する。
 - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想される時、又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、町民及び関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設

- (1) 香川県広域水道企業団は、災害が発生したときは、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（貯水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。
- ア 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - イ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
- ア 管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - イ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。
また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ウ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難地、避難所）や医療機関等は優先して行う。
 - エ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

5 下水道施設

町は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に被害状況を把握し、適切な応

急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

第17節 公安警備計画

1 公安警備の内容

坂出警察署は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 平素の措置

(1) 防犯思想の普及

平素から避難措置、危険物の保安、交通規制等に関する広報を行い、防犯思想の普及に努める。

(2) 危険区域の基礎調査

関係機関と協力して風水害等で被害を受けるおそれのある地域等の調査を行い実態を的確に把握する。

(3) 警備実施計画の作成

災害に対応した警備実施計画を作成し、情勢の変化に応じて、これを補正する。

(4) 装備資機材の整備充実

災害警備に必要な装備資機材の整備充実に努め、定期的に点検を実施するとともに所要の補修及び警備を行う。

(5) 教養訓練

災害警備に関して警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに必要により関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を実施する。

3 災害時における警備態勢の確立

(1) 警備態勢の区分

ア 準備態勢

災害の発生までに相当な時間的余裕のある場合とる態勢

イ 警戒態勢

気象・火災警報が発表されるなどにより相当な被害の発生が予想される場合にとる態勢

ウ 非常態勢

大規模な災害が発生し、または発生することが明らかな場合にとる態勢

(2) 災害警備本部

災害時には、坂出警察署の定める計画により警察署に災害警備本部を設置する。

(3) 警備部隊の編成と運用

坂出警察署の定める計画により警備部隊の編成を行い、災害の種別、規模及び態勢に応じて運用する。

4 災害警備活動

(1) 警備態勢をとったときは、概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 気象情報・災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡
- ウ 警備態勢の強化（係員の増強、警備部隊要員の待機等）
- エ 装備資機材の整備
- オ 警察通信施設及び通信資機材の整備
- カ 警備施設の防護措置

(2) 警戒態勢下の活動

警戒態勢をとったときは(1)に掲げる活動の外、概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 関係機関との連絡強化
- イ 災害の実態に即応した災害警備本部の設置
- ウ 警備要員の召集及び部隊編成
- エ 補給及び給与の準備
- オ 警備部隊の事前配置
- カ 通信資機材の重点配備
- キ 装備資機材の重点配備
- ク 通信統制
- ケ 管内状況の把握
- コ 災害を拡大させるおそれのある設備または物件の除去
- サ 避難の指示、警告及び避難者の誘導

(3) 非常態勢下の活動

非常態勢をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動の外概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 初期活動
 - (ア) 人命救助
 - (イ) 交通の規則
 - (ウ) 被害状況等の調査報告
 - (エ) 広報
- イ その他の活動
 - (ア) 遺体の検視

- (イ) 危険物の取締り
- (ウ) 犯罪の予防及び取締り
- (エ) 他機関の行う救助活動及び防ぎよ活動に対する協力
- (オ) 必要により留置人の移監
- (カ) 装備資機材及び防災用物資の補給
- (キ) 必要により警備部隊の応援要請
- (ク) 必要により通信資機材及び装備資機材の支援要請

第18節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

1 受入体制の整備

- (1) 町は、県と連携しボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会が設置運営）の活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するように努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
 - イ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ウ 活動資材の調整
 - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
 - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ 被災地へのボランティアの派遣
- ウ ボランティア情報の収集、発信
- エ ボランティアと町等との連絡、調整
- オ ボランティアへの対応
- カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第19節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行うものとする。

1 高齢者、障がい者、難病者等対策

- (1) 町は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
- (2) 町は、難病者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (7) 町は、福祉避難所の指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適しており、社会福祉施設や収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要支援者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをするなどにより、避難所を福祉避難所として指定する。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び県西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

- (3) 町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障がいに対応するため、県の協力を得て、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、使用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて県にDWATの派遣を要請する。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。
 - ・指定避難所等の福祉ニーズ把握

- ・要配慮者のスクリーニング
- ・要配慮者からの相談対応
- ・介護を要する者への応急的な支援
- ・避難環境の整備

6 配慮すべき事項

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 自治会、自主防災組織、民生委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつや、車椅子・杖・補聴器等の補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第20節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付計画

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付は、町長が次の基準で行うものとする。

第1 災害弔慰金

1 対象者

自然災害であって、次の(1)～(4)の1以上に該当する災害により死亡した者の遺族

- (1) 本町において、住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上の場合の災害

2 支給額

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 遺族の生計を主として維持していた者 | 500万円 |
| (2) その他の者 | 250万円 |

第2 災害障害見舞金

1 対象者

自然災害であって、次の(1)～(4)の1以上に該当する災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に法別表に掲げる程度の障害がある者。

- (1) 本町において、住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上の場合の災害

2 支給額

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 世帯の生計を主として維持していた者 | 250万円 |
| (2) その他の者 | 125万円 |

第3 災害援護資金

1 対象者

自然災害であって、県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害により被

害を受けた世帯で、その世帯に属する者の前年の年間所得の合計額が次の表に掲げる額に満たない世帯の世帯主

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
所得制限額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円

2 貸付限度額

災害の種類及び程度	限度額
1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）	150万円
2 家財等の損害	
ア 家財について被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がある場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体が滅失した場合	350万円
3 世帯主の負傷と家財等の損害が重複した場合	
ア 1と2のアが重複した場合	250万円
イ 1と2のイが重複した場合	270万円
ウ 1と2のウが重複した場合	350万円
4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア 2のイの場合	250万円
イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合	350万円

3 貸付条件

- (1) 償還期間 10年（措置期間を含む。）
- (2) 措置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- (3) 保証人 立てることができる
- (4) 利 率 保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き1%とする。

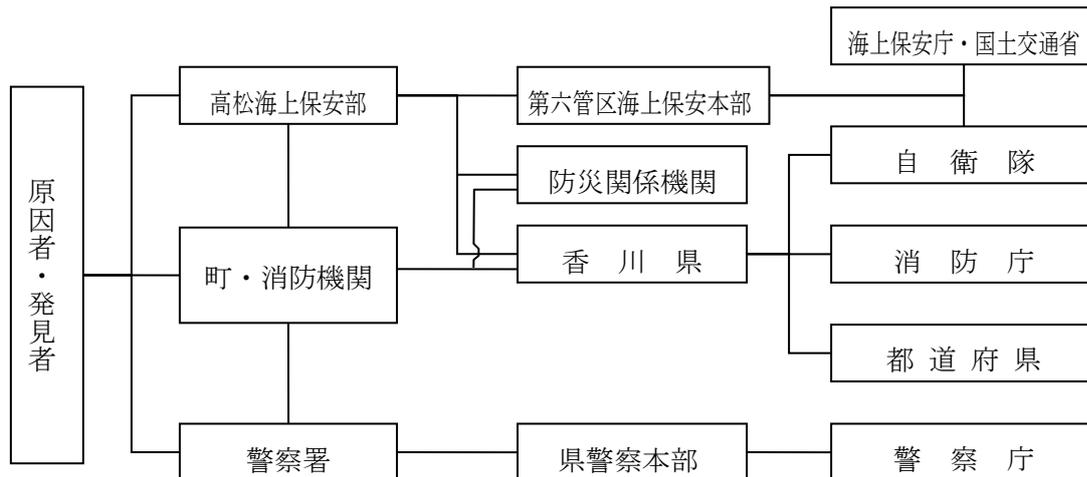
(5) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

第21節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸の町民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりである。



2 町の応急対策

- (1) 坂出海上保安署等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、坂出海上保安署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ア 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - イ 坂出海上保安署が主として消火活動を担当する船舶
 - (ア) 上記以外の船舶
- (3) 被害のおよぶおそれのある沿岸の町民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

3 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ち

- に坂出海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 消防機関、坂出海上保安署等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

4 県の応急対策

県は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出し、海上災害等が発生する恐れがあるときは、その状況把握に努め、迅速に回収・処理できるよう関係機関との連絡調整を行う。

第22節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

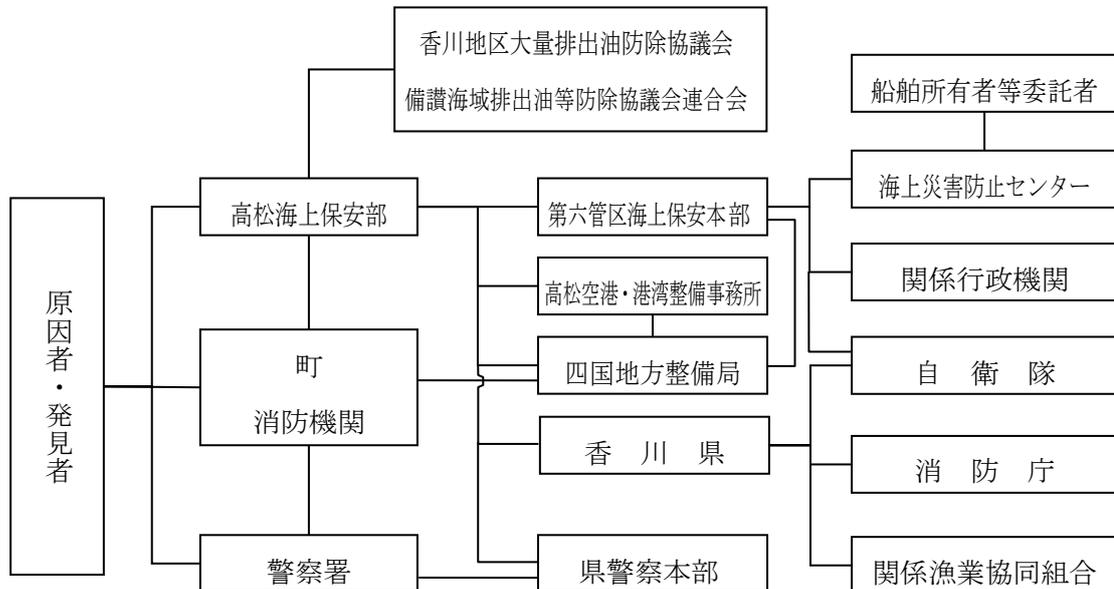
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ア 事故発生又は発見の日時、場所
- イ 事故の概要
- ウ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- エ 現場の気象及び海象
- オ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 町の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、坂出海上保安署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。

また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の町民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 事業者の応急対策等

(1) 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 付近の町民に危険がおよぶと判断されるときは、町民に対して避難するよう警告する。

(3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収等、流出油等の防除作業を行う。

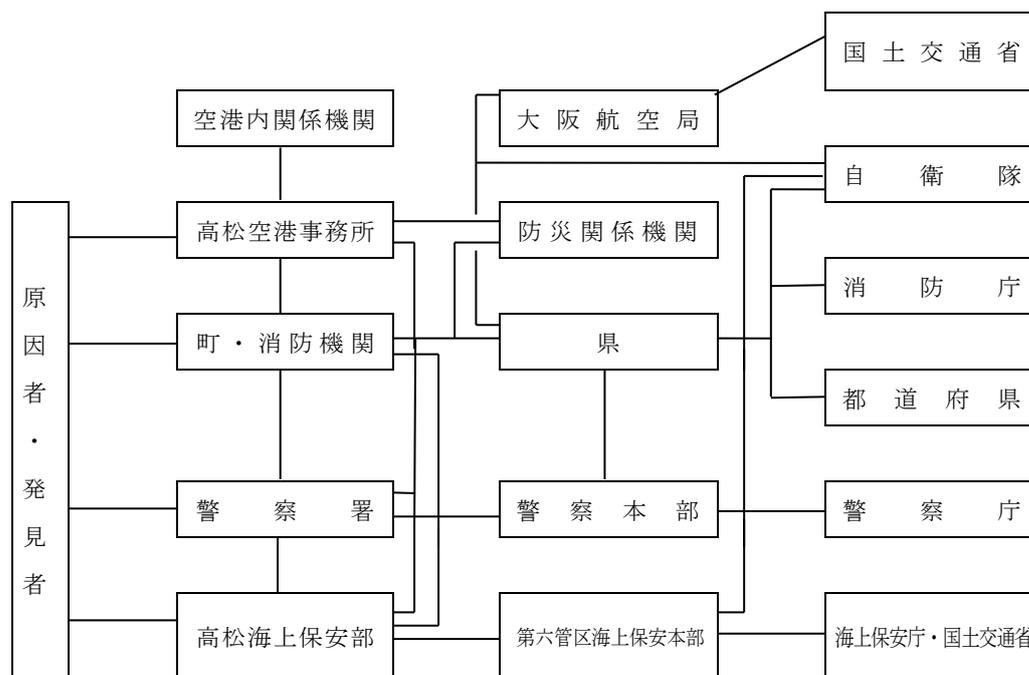
(4) 必要に応じて、(一財)海上災害防止センターに防除措置を委託する。

第23節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 町の応急対策

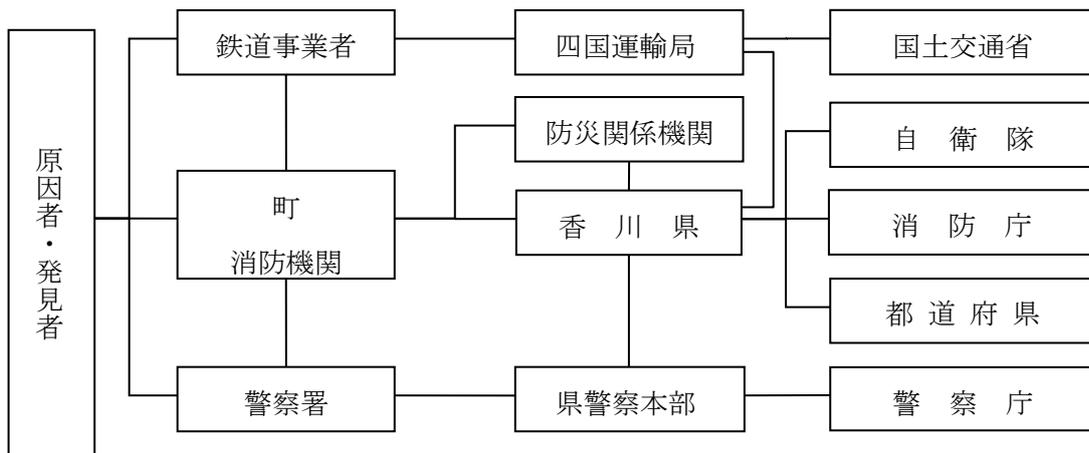
- (1) 町は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第24節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、町民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、町及び関係機関等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関等、応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送等、代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。

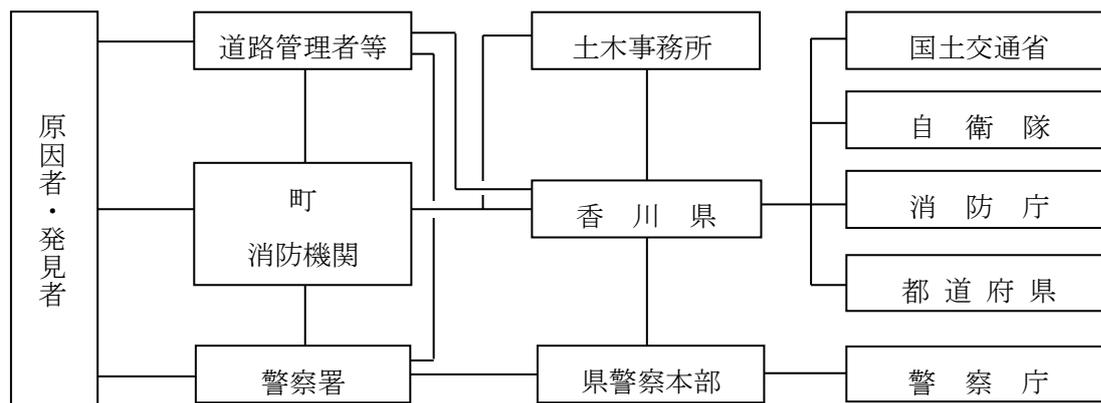
- (3) 負傷者が発生したときは、坂出市医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第25節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の伝達及び収集

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者等の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに県、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 町、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の

設置又は手配を行う。

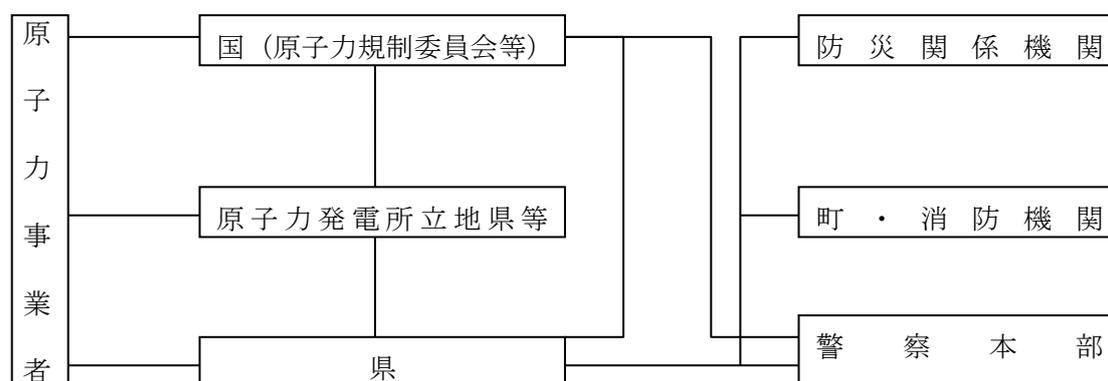
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第26節 原子力等災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 警察本部の応急対策

(1) 情報の伝達

町、県と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

4 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災無線、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が原子力災害の観点から、屋内避難指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

5 香川県広域水道企業団の応急対策

香川県広域水道企業団は、水道水の安全性確保のため、以下の応急対策を実施する。

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限を行う。

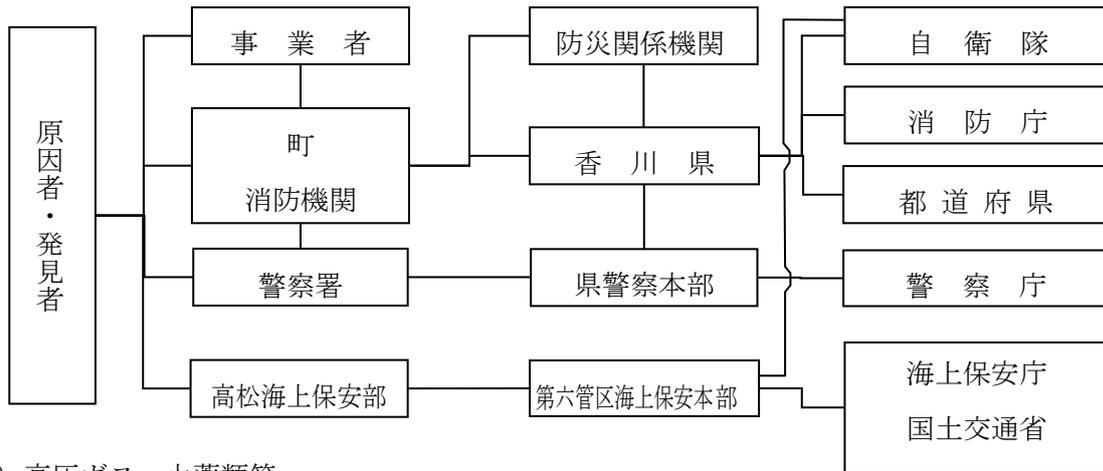
第27節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス等の危険物施設等に事故が発生したとき、町民及び従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

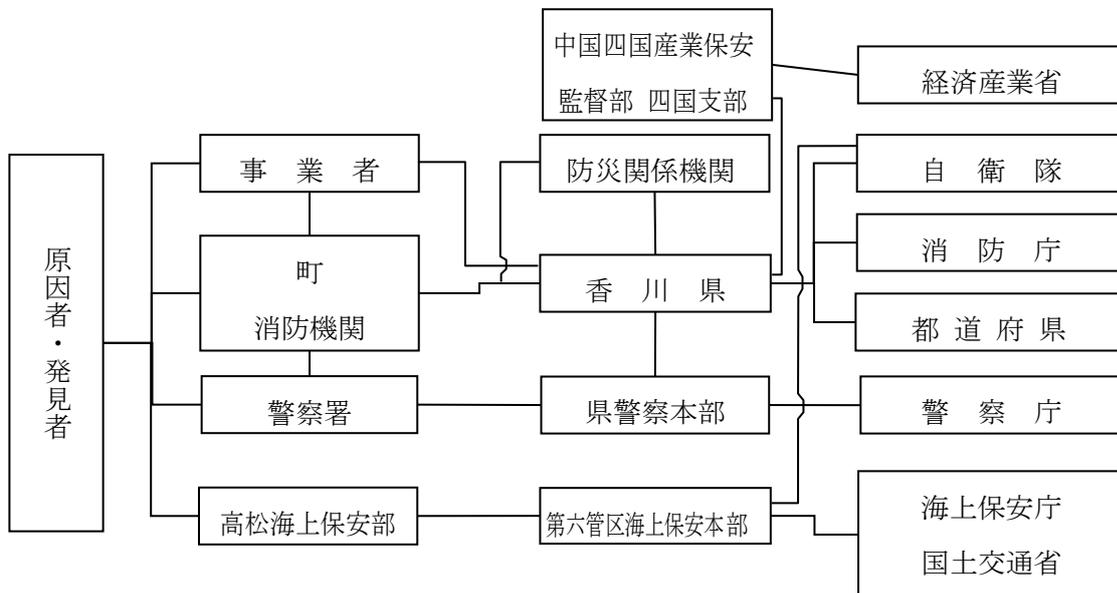
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町及び関係機関等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組

織等により迅速に消火活動を行うものとする。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、坂出市医師会等に対し、救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急処置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第28節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。

第29節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び町民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 林野火災発災直後の対応

(1) 初動対応上の基本指針

ア 林野火災は、その全体像把握を最優先とし、町のみでは困難と認める場合は県に対し迅速に県防災ヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

(ア) 林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県防災航空隊に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

(イ) 要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早期に県防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災阻止（警戒を含む）並びに飛び火消火を優先して行う。

ウ 市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県防災ヘリコプターによる空中消火活動を依頼する。

(ア) 強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されている場合は、県防災ヘリコプターを要請する。

(イ) 自衛隊ヘリコプターについては、県防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断されるときに要請することになるが、正式要請前に事前連絡を行う。

(2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

ア 県への通報内容、要請事項

(ア) 火災の発生状況（把握できた範囲で）

(イ) 県防災ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のため）

(ウ) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のため）

(エ) 自衛隊の災害派遣要請の要求

イ 協定締結水利管理者への通報内容、要請事項

(ア) 火災の発生状況（把握できた範囲で）

(イ) 県防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制

ウ 森林管理者等への通報内容、要請事項

(ア) 火災の発生状況（把握できた範囲で）

(イ) 森林内の作業員の安全確保

(ウ) 消火活動への協力

エ 坂出警察署への通報内容、要請事項

- (ア) 火災の発生状況（把握できた範囲で）
- (イ) 緊急車両の通行確保のための交通規制

オ 坂出消防本部（署）及び協定締結消防本部（署）への通報内容、要請事項

- (ア) 火災の発生状況（把握できた範囲で）
- (イ) 消防相互応援協力の要請

カ 坂出海上保安署への通報内容、要請事項

- (ア) 海岸付近の町民及びレジャー客等に対する各種広報

(3) 応急措置

ア 現地対策

- (ア) 現地指揮本部の設置
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 通信統制の実施
- (エ) 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保
- (オ) 市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等
- (カ) 現地住民向け広報及び報道機関対応

イ 消火・救出活動

- (ア) 林野火災の全体像の把握（火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集）
- (イ) 飛び火の警戒
- (ウ) 消防水利の確保
- (エ) 地上消防隊による消火活動
- (オ) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動
- (カ) 孤立者等の救出（ヘリコプターによる。）

ウ 避難・誘導

- (ア) ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼
- (イ) 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ。
- (ウ) 県防災ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ。

エ 負傷者救援

- (ア) 救急活動（救護班出動、現地救護所設置、救急搬送等）
- (イ) 町内救急告示病院の引き受け確認

2 ヘリコプターの受入準備

(1) 臨時ヘリポート

大規模林野火災が発生し、県防災ヘリコプター等を要請する事態となった場合の予定基地は

宇多津小学校とし、必要に応じて番の州地区の使用を検討する。

(2) 給水場所の確保

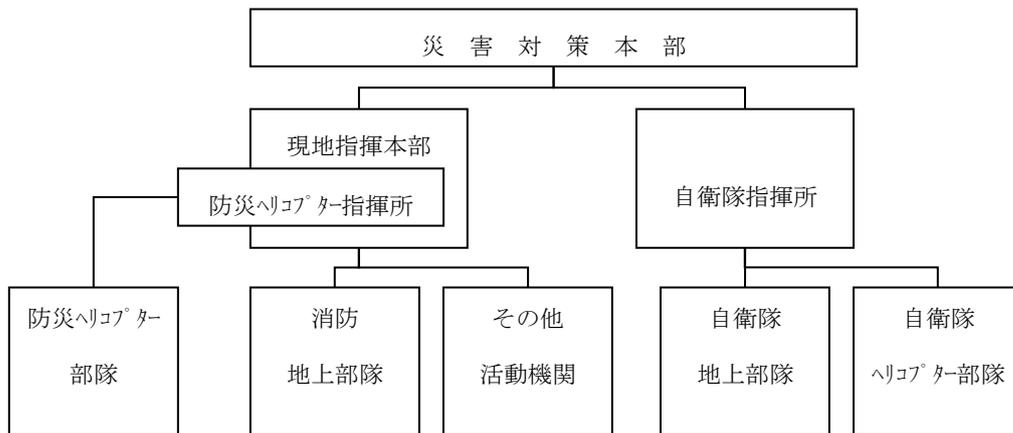
消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

3 指揮・情報連絡体制

(1) 指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合（あるいは大規模化が予想される場合）には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災応急対策の推進を図る。

また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し、集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者（消防長又は消防署長、消防団長）を中心とする現地指揮本部を設置する。



(2) 情報連絡手段の確保

現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

第30節 竜巻・突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の対策を推進する。

1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生の予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none">・ 窓を開けない・ 窓から離れる・ カーテンを引く・ 雨戸・シャッターをしめる・ 建物の最下階に移動する・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	<ul style="list-style-type: none">・ 車庫・物置・プレハブを避難所にしない・ 橋や陸橋の下に行かない・ 近くの頑丈な建物に避難する・ (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する対策

(1) 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

(2) 家屋・農作物等の被害防止

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備。

イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置。

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び町民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

1 原状復旧

- (1) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 町は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 町が、著しく異常かつ激甚な災害（国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。））等を受け、県に原状復旧を要請した場合、県は地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めたときは、その事務に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うものとする。

2 計画的復興

- (1) 町は大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興におおきな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努

め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3) 町は災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

(4) 町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

(5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

また、町は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、記載の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②砂防設備 ③林地荒廃防止施設 ④地すべり防止施設 ⑤急傾斜地崩壊防止施設
⑥道路 ⑦公園 ⑧下水道

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第1 生活相談・情報提供

町及び県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第2 被災証明・罹災証明の交付

1 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への説明を行う。

2 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

また、町は、住家被害の調査及び罹災証明書交付の担当課と応急危険度判定の担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の支給及び貸付を条例に基づき実施する。

第5 義援金、見舞金品の受け入れ、配分計画

寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等の業務を県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会と協力して実施する。

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付体制を確立しておくものとする。

(2) 義援金品の配分及び輸送

県等から送付された義援品を関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

(3) 義援品の保管場所

所有する施設等を使用し、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

第6 被災者生活再建資金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災者の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

第7 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期期限の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

第8 国民健康保険税の減免

町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

第9 被災中小企業者の復興支援

町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第10 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。